



IV. まちづくりの目標



IV. まちづくりの目標

1 舞鶴市の目指す都市像

本市では、2011年（平成23年）8月から、“東アジアに躍動する国際港湾・交流都市 舞鶴”を都市像に掲げる「新たな舞鶴市総合計画」をスタートさせ、「前期実行計画（平成23年度～平成26年度）」においては、地域医療の充実・強化をはじめ、災害に強いまちづくりの推進、子どもたちの健やかな成長を支える子育て・教育環境の充実、日本海側拠点港・京都舞鶴港の機能強化による人流・物流の拡大、「赤れんが」「海・港」を活かした観光ブランド戦略の推進による交流人口の拡大等に取り組んできました。

2014年度（平成26年度）には、こうした取組を基盤として次なる展開を図るため、未来に対して大きな希望の持てる「まちづくりの将来像」を地域全体で共有し、その実現に向けて地域一丸となって取り組むための「新たな総合計画・後期実行計画（平成27年度～平成30年度）」を策定しました。

「新たな舞鶴市総合計画」で定める都市像等

都市像

“東アジアに躍動する国際港湾・交流都市 舞鶴”

まちづくりの基本目標

“子どもからお年寄りまで

安心して暮らせるまち・舞鶴”の実現

2015年（平成27年）に策定した「舞鶴市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、この「新たな舞鶴市総合計画・後期実行計画」を基本とし、「安定した雇用の創出」「人の流れの変化」「若い世代の希望の実現」「時代に合った地域づくり」を政策4分野として、それぞれの分野における具体的な施策を取りまとめました。

特に、「舞鶴市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中では、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る」施策の一つとして、「舞鶴版コンパクトシティの形成」を位置づけ、駅を中心とするまちづくりの推進や、都市機能の適正配置等による利便性が高く効率的なまちを目指すことを掲げています。

「舞鶴市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における目標と政策

政策目標

心豊かに暮らせるまちづくり

安心のまちづくり

活力のまちづくり

政策4分野

- I しごとをつくり、安心して働けるようにする
- II 新しい人の流れをつくる
- III 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- IV 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る

IV 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る

<p>基本目標</p> <p>・中心市街地に住む人の割合：14.26% (H26) ⇒ 15.00% (H31) ・広域連携による連携事業数：4件 (H26) ⇒ 10件 (H31)</p>	
<p>1 定住環境向上への取組</p> <p>舞鶴版コンパクトシティの形成 公共交通の確保と利用促進</p>  <p>地域活性化 中心市街地適正化 居住誘導区域の設定 市民病院跡地利用 定住環境 心豊かに暮らせる加佐づくり 定住地域農業農村活性化センターの設置</p>	<p>2 都会並みの質の高い地域医療の確保とスマートウェルネスシティの形成</p> <p>公的4病院の連携・ICTを活用した施策展開 生涯スポーツの推進と環境整備</p>  <p>また、4つの総合病院として連携し、災害医療の拠点に、高度医療共有のモデルを構築した施設・診療連携の協議 西運動広場の整備</p>
<p>3 自助・共助による地域コミュニティづくり</p> <p>市民主体の地域づくり活動の推進 地域ネットワーク活動の促進・地域福祉力向上 市民防災力の強化・向上</p>  <p>消防団活動の充実 市民によるコミュニティFM局の開設を支援</p>	 <p>強い都市基盤 自然環境 定住環境 医療健康 地域連携</p>
<p>4 危機対応力の強化と強い都市基盤づくり</p> <p>円滑な地域づくりを支える道路の整備 災害対応力の充実強化 治水対策の促進</p>  <p>メール配達サービス 由良川沿川の幹中堤の築堤整備</p>	<p>5 環境都市創造への取組</p> <p>低炭素社会の実現 循環型社会の確立 自然との共生社会の確立</p>  <p>EV車・EV供給設備導入支援 ごみ減量化・9L-9.9km/Lなどの推進 自然を地域の宝として守り育てる</p>
<p>6 連携による特色あるまちづくり</p> <p>京都府北部地域連携都市圏の形成 福知山市 舞鶴市 綾部市 宮津市 京丹後市 伊根町 与謝野町</p>  <p>海の京観光圏の京都 旧宮津4市の連携 京北部5市2町による連携都市圏の形成</p>	

25

2 まちづくりの基本的方針

「舞鶴市都市計画マスタープラン」は、舞鶴市の目指す都市像を見据え、まちづくりを進めていくための基本的な方針を示すものです。

このため、「舞鶴市都市計画マスタープラン」は、上位・関連計画となる「新たな舞鶴市総合計画」や「舞鶴市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と、目指す都市像を共有します。

また、京都府が定める都市計画についての見直しや「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（舞鶴都市計画区域マスタープラン）の変更においても、本マスタープランの方針との整合が確保されるよう、協議・調整を図っていきます。

そのうえで、前章に示した社会情勢の変化やまちを取り巻く課題への対応、舞鶴市都市計画マスタープラン見直しのポイント等を踏まえて、まちづくりの基本的方針を、以下のように定めます。

持続可能なまちづくり

人口減少・少子高齢社会を見据え、効率的で持続可能なまちづくりを進めます。

将来人口や産業規模に応じた適切な市街化区域を設定するとともに、駅周辺への都市機能の集約やまちなか居住等を推進し、今後さらに人口減少や少子高齢化が進んだとしても、暮らしやすさを維持できる土地利用を進めます。

また、これまでに蓄積された公共施設等の社会基盤を有効に活用しながら、施設の適切な維持管理や長寿命化を進めるなど、社会基盤に対する限られた投資の中で最大の効果が得られる効率的な経営を行います。

快適なまちづくり

市内外の連携を深め、便利で快適な暮らしが守られるまちづくりを進めます。

市民の住み続けたいという思いに応えられる定住環境の形成を目指し、公共交通や道路、公園、下水道などの生活基盤施設の整備と活用を推進します。また、市内各地域間や、「京都府北部地域連携都市圏^{*}」など広域的な都市間での都市機能の分担と交通ネットワークの充実を進めることで、医療や福祉などの拠点的な都市機能を必要な規模で維持し、利便性の高い暮らしを守ります。

^{*}京都府北部地域連携都市圏：福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町の5市2町からなり、各地域に有する強みを活かした役割分担と機能強化によって、京都府北部に一つの経済・生活圏の形成を推進するための圏域。

活力あふれるまちづくり

港や東西の個性ある市街地を舞台に、国内外の交流が生まれる活力あるまちづくりを進めます。

東アジア地域と関西経済圏を結ぶゲートウェイ*となる京都舞鶴港の利便性、優位性の向上と有効活用により、さらなる物流・人流の拡大を図るとともに、市街地の魅力ある水辺空間や近代化遺産・歴史的資源を活かしたまちづくりを推進します。

また、これらの地域的な優位性や特徴を生かし、産業や企業の誘致を図り、雇用促進にもつなげていきます。

自然と共生するまちづくり

美しく豊かな自然を守り、集落の暮らしを支えるまちづくりを進めます。

市街化調整区域における地区計画等の都市計画制度の活用により、農林水産業と調和のとれた秩序ある土地利用を図ります。また、生産の場であり、生活の場である集落の居住環境の向上を図ることで、新規農業・漁業就業者の移住・定住を促し、集落コミュニティの維持活性化を進めます。

安全・安心なまちづくり

災害に強く、安心・安全に暮らすことができるまちづくりを進めます。

市民の誰もが安心して暮らし続けることができるよう、地域特性を踏まえ、災害に強い都市基盤の整備や地域社会における危機対応力の強化等を総合的に推進し、安全な生活環境づくりに取り組みます。

*ゲートウェイ：異なるものをネットワークで繋ぐ拠点。ここでは日本海地域と他国の航路の接続による国際物流拠点の形成を意味する。

～なぜ、「コンパクトなまちづくり」に取り組むのか～ 2/4

昭和 60 年ごろ（今から約 30 年前） 人口約 10 万人



お父さんが子どものころは、
商店街にお店が並び、多くの
人でにぎわっていたんだよ。

商店街にバスで行けば買物
や病院などいろんな用事が
できて便利だったなあ。

としおお父さんが
12 歳のころのまち

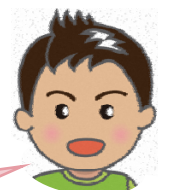


電車やバスを使って、家族で
買物に行ったりしたわね。
まちが元気になってきたころ
かしらね。



お母さんも小さいころ、
商店街に買物によく行ったわ。

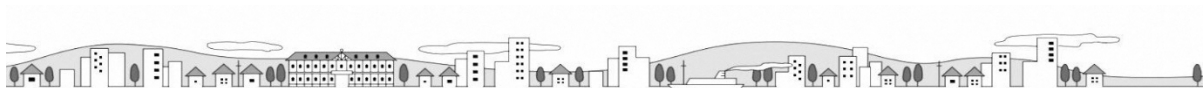
ぼくが生まれる前と今では、
まちはだいぶ変わったんだね。



83 ページへつづく



V. まちづくりの方針



V. まちづくりの方針

IV章で定めた5つのまちづくりの基本的方針を踏まえて、本章では分野別にまちづくりの方針を示します。

これからのまちづくりは、様々な分野の取組を進めていくことに加えて、各分野が連携し、総合的な観点から進めていくことが必要です。

そこで本章では、すべての分野に関わる総合的な取組の方向性を示したうえで、土地利用、交通、防災・都市環境、景観・環境共生、都市マネジメントの各分野における取組の方針を示します。

各分野において示す内容は、右図のとおりです。

まちづくりの基本的方針

持続可能なまちづくり

人口減少・少子高齢社会を見据え、効率的で持続可能なまちづくり

快適なまちづくり

市内外の連携を深め、便利で快適な暮らしが守られるまちづくり

活力あふれるまちづくり

港や東西の個性ある市街地を舞台に、国内外の交流が生まれる活力あるまちづくり

自然と共生するまちづくり

美しく豊かな自然を守り、集落の暮らしを支えるまちづくり

安全・安心なまちづくり

災害に強く、安全・安心に暮らすことができるまちづくり

「舞鶴版コンパクトシティ+ネットワーク」の実現に向けて特に重要な施策に、**3C+** のロゴマークがついています

まちづくりの方針

総合的な取組の方向性

舞鶴版コンパクトシティ + ネットワーク	～ 3 C + ～	
	C ontrol	: 元気なまちへ導く
	C onnect	: 次世代に繋ぐ
	C hange + network	: 時代に合わせて変化する : 人・地域のつながり

分野別の取組方針

土地利用

～活力を生み出すコンパクトで機能的なまちづくり～

まちなか賑わいゾーン	・ まちの顔としての賑わい創出
ゆとり環境ゾーン	・ 適正な市街地規模・用途による土地利用の推進
自然環境と暮らしの調和ゾーン	・ 自然環境と調和した秩序ある土地利用の推進

交通

～利便性の高い暮らしを支える交通ネットワークの構築～

公共交通	・ 利便性の高い地域公共交通サービスの構築
道路	・ 市内外の交流を促進する、安全・安心で円滑な道路交通ネットワークの強化
港湾・海上輸送	・ 日本海側の人・物の交流拠点となる港湾・海上輸送網の拡大

防災・都市環境

～人にやさしい安全・安心な地域づくり～

総合防災	・ 災害に強い都市基盤の形成と地域の災害対応力の向上
河川・海岸	・ 防災と環境に配慮した治水対策の促進
上下水道	・ 水環境の保全と快適な生活環境の創出
廃棄物	・ 廃棄物処理施設の適正な管理・運営
福祉	・ 誰もが暮らしやすい環境づくり

景観・環境共生

～歴史・文化・自然に彩られたうるおいある環境形成～

都市景観	・ 地域資源を活かした景観形成と観光・文化振興
公園・緑地	・ 身近に親しめる公園緑地の整備や機能の充実
環境共生	・ 都市部との交流・連携による農山漁村の活性化

都市マネジメント

～将来にわたって持続可能な都市経営～

維持管理	・ 都市施設の適切な維持管理と長寿命化の推進
広域連携	・ 広域連携による都市サービスの維持・向上

1 総合的な取組の方向性

1.1 「舞鶴版コンパクトシティ+ネットワーク」の形成

(1) 「舞鶴版コンパクトシティ+ネットワーク」の目指すもの

「舞鶴版コンパクトシティ+ネットワーク」は、以下の3つの方針により、本市が目指す都市構造を表現しています。

方針1 市全体の核となる「まちなか」の形成

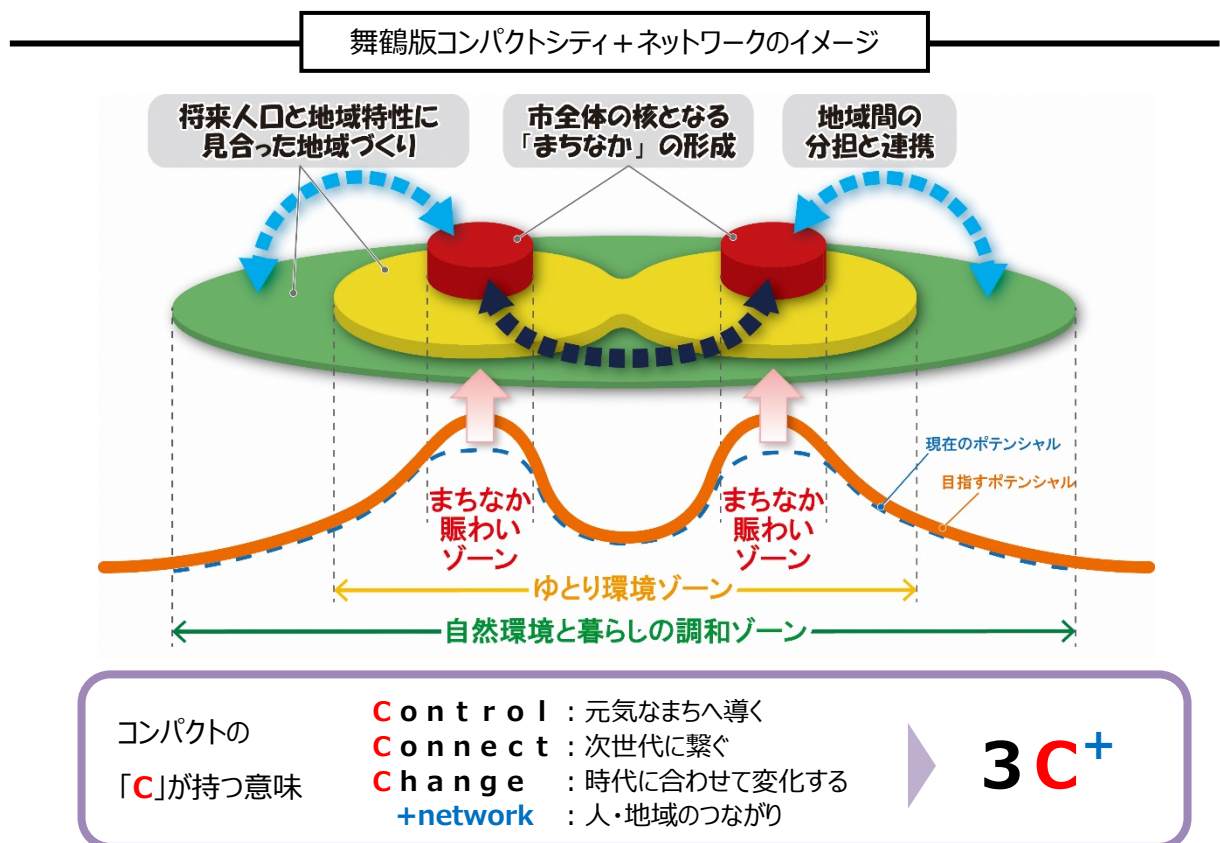
用途地域や区域区分、立地適正化計画や地区計画等の都市計画の手法を活用し、鉄道駅を中心としたまちなかに都市機能や居住をゆるやかに誘導して、「まちなか」のポテンシャルを高めます。

方針2 将来人口と地域特性に見合った地域づくり

将来人口に応じて市街地を適正な規模に再編するとともに低未利用地を有効活用し、地域特性に見合った住まい方や人口密度、土地利用の誘導を図ります。

方針3 地域間の分担と連携

東西のまちなか、まちなかと地域コミュニティを利便性の高い交通ネットワークでつなぎ、それぞれの地域がもつ都市機能を、市全体で使いやすくします。



(2) 駅を中心とした拠点形成への転換

舞鶴版コンパクトシティ+ネットワークでは、公共交通の利便性が高く、都市基盤の整っている鉄道駅（東舞鶴駅と西舞鶴駅）周辺を「まちなか」とし、まちなか居住の推進や都市機能の集積によりコンパクトで機能的な都市拠点を形成します。

これは、今までの商店街を中心とした「中心市街地」を都市の核とする考え方からの大きな転換となりますが、そのねらいは以下の3点です。

1) これまでの市街地の成り立ちを活かした拠点の形成

本市には、現在の鉄道駅より北側の地域が発祥となって中心市街地が形成されてきた歴史があります。1904年（明治37年）の鉄道開通以降、駅北側の開発が進んで人口が増え、今日では両駅に近接した南側に大型商業施設がそれぞれ立地しています。逆の見方をすれば、歴史を重ねた個性ある市街地と、利便性の高い近代的な市街地に挟まれたバランスのとれた位置関係の中に、鉄道駅が立地していると言えます。

人口が増加基調にあった1980年代から1990年代にかけて、本市の市街地は大きく拡大してきました。しかしながら、急速な人口減少や厳しい財政状況が見込まれる今後は、人口規模に見合う適切な都市づくりを効率的に進めていく必要があります。

このことから、これまでの都市づくりによる都市基盤整備や都市機能の集積がある駅を中心としたまちなかにおいて、重点的な都市再生の取組を展開し、市全体の核となる拠点形成を図ります。

2) 東西市街地の連携による都市機能の維持

本市の総人口は、2015年（平成27年）時点で約8.4万人と、ピーク時の約10.3万人（1959年（昭和34年）／推計人口）から2万人近く減少しており、今後も更なる減少が予測されています。これまでは、東西両地区にそれぞれ立地していた都市機能でも、サービス圏内の需要減により、市内に複数の施設を維持することが困難になるおそれがあります。東西いずれかの地区でのみ都市機能が立地するようになると、立地していない側の地区ではこれまでよりも不便になってしまいます。

しかしながら、鉄道で結ばれた東西の駅周辺に拠点的な都市機能を集積させ、これらの地区間をつなぐ公共交通を充実させることにより、2つの駅周辺をあたかも1つの拠点のように機能させ、施設を相互に利用しやすくしていきます。これにより、施設の数が減ったとしても、利便性を維持することを目指します。

3) 高齢社会に不可欠な公共交通体系の維持と拠点の形成

本市では、今後も少子高齢化の進行が推測されます。自動車の運転が困難な高齢者等が増え公共交通の重要性が高まる一方で、通勤・通学による公共交通の利用者の減少により、交通事業の経営はいつそう厳しさを増すことが予想されます。便利な公共交通を維持するには、公共交通の利用者を増やすことが重要です。

そのため、公共交通の結節点となる鉄道駅周辺に市民の生活に不可欠な都市機能を集め、賑わい空間を創出することで、駅周辺を目的地とし、市全域から多くの人を訪れる都市拠点の形成を図ります。

1.2 将来都市構造

将来都市構造は、目指すべき将来のまちの姿を空間的かつ概念的にわかりやすく描くものです。

本市の将来都市構造においては、市の都市機能の核となる「拠点」、拠点間の交流・連携を支える「軸」、市全体の土地利用の方向性を示す「ゾーン」を位置付けます。

(1) 都市機能の核となる「拠点」

駅を中心としたまちなかに都市機能が集積する核となる拠点を定め、市民にとって暮らしやすく「住み続けたい」と思えるまちづくり、活力ある産業活動を支える都市基盤整備を推進します。

◆ 都市拠点

市内の主要な鉄道駅である東舞鶴駅と西舞鶴駅を中心とするエリアは、公共交通の利便性が高く、拠点的な都市機能や公共施設が集積しています。このエリアを都市拠点と位置付け、重点的な都市再生の取組を展開し、市全体の核となる拠点形成を推進します。

◆ 産業交流拠点

京都舞鶴港及びその周辺は、本市の主要産業を支える港湾機能に加え、クルーズ客船を迎え入れる海の玄関口としての機能を有しています。このエリアを産業交流拠点と位置付け、臨海部の環境を活かした多様な交流や新しい産業振興を図る拠点形成を推進します。

(2) 拠点間の交流・連携を支える「軸」

拠点どうしや拠点と地域コミュニティを結ぶ公共交通機関や道路等を軸と定め、安全性や防災性、快適性の向上を図ることにより、拠点間の交流・連携を促進します。

◆ 東西間幹線軸

J R 舞鶴線の東舞鶴駅～西舞鶴駅間、京都交通バスの東西循環線、東舞鶴駅及び西舞鶴駅を中心とする都市拠点間を結ぶ主要な国道・府道・市道を東西間幹線軸と位置付け、東西のまちなかの間の交流を促進します。

◆ 地域間交流軸

東舞鶴駅及び西舞鶴駅を中心とする都市拠点と、地域コミュニティとを結ぶ主要な国道・府道・市道を、地域間交流軸と位置付け、拠点と地域コミュニティ間の交流を促進します。

(3) 土地利用の方向性を示す「ゾーン」

拠点と軸から成る都市の骨格構造のイメージをゾーンとして示し、コンパクトでありながら利便性の高い機能的な土地利用を図ります。

◆ まちなか賑わいゾーン（高密市街地）

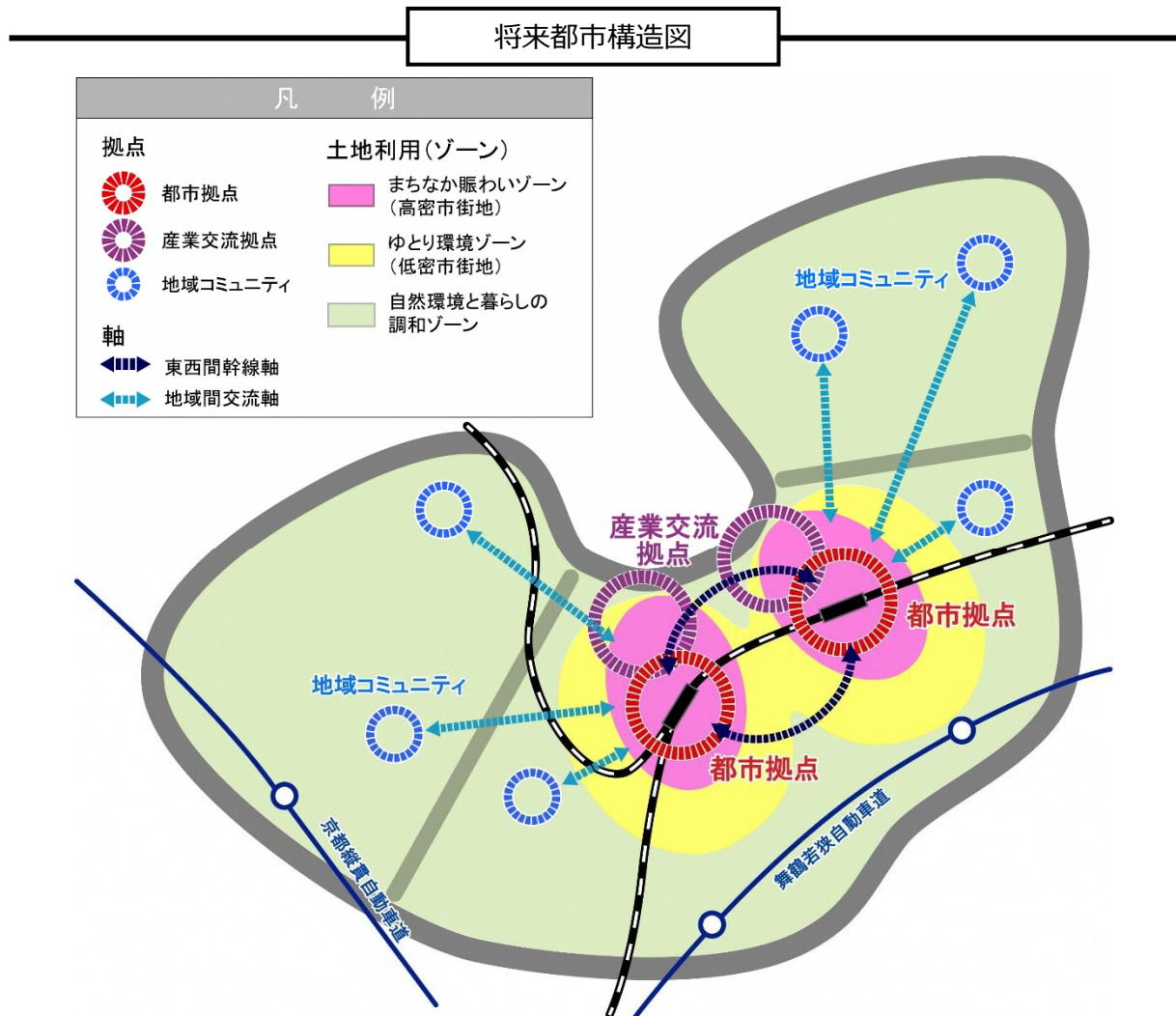
都市拠点を中心に、歩いて鉄道駅を利用できる概ねの範囲をまちなか賑わいゾーンと位置づけ、商業・業務機能の集積や利便性の高い都市型居住による高密度な土地利用を図ります。

◆ ゆとり環境ゾーン（低密市街地）

まちなか賑わいゾーンを除く市街化区域をゆとり環境ゾーンと位置づけ、地域特性に応じた居住環境の形成や、工業等産業振興に適した土地利用を図ります。

◆ 自然環境と暮らしの調和ゾーン

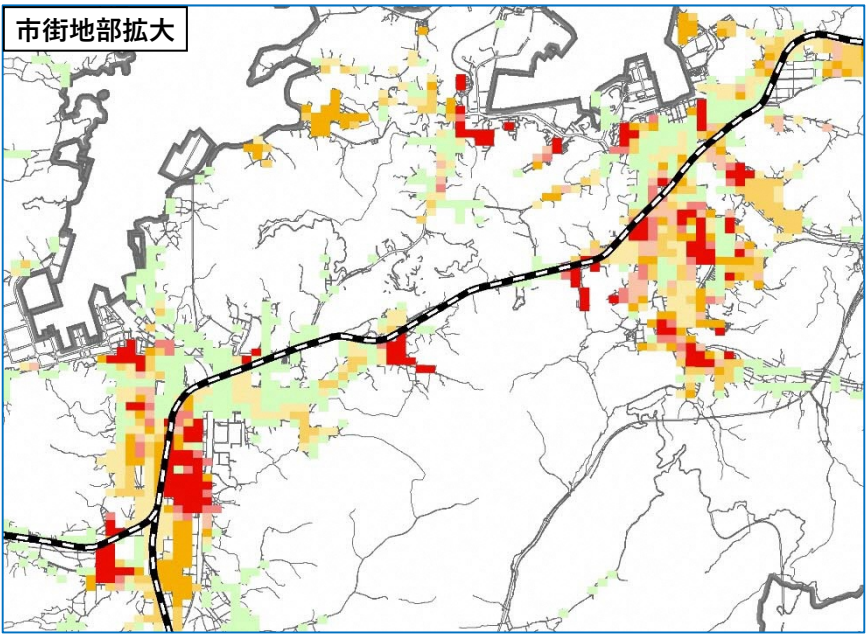
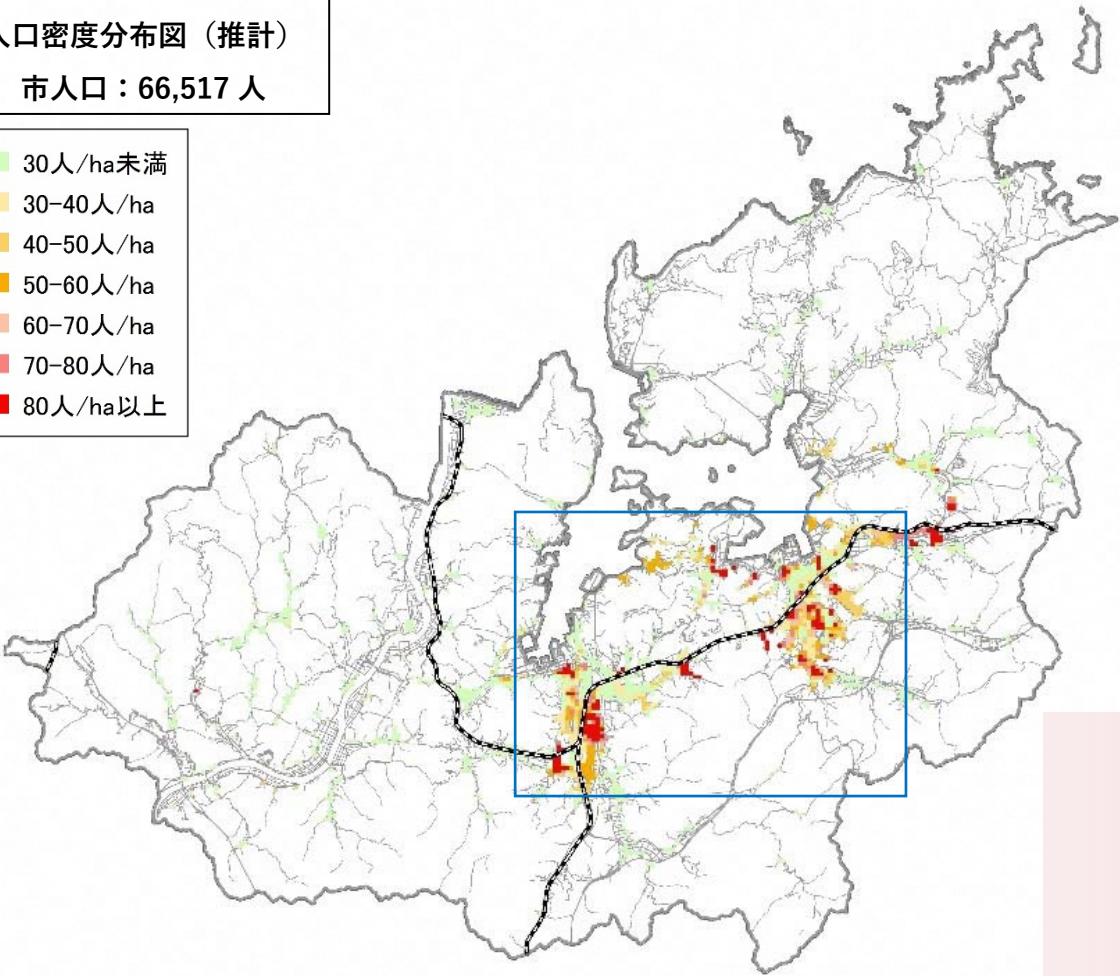
市街化調整区域及び都市計画区域外は、自然環境と暮らしの調和ゾーンと位置づけ、農林漁業の振興や自然環境との調和を重視した土地利用を図ります。



「舞鶴版コンパクトシティ+ネットワーク」が目指す将来の人口密度イメージ

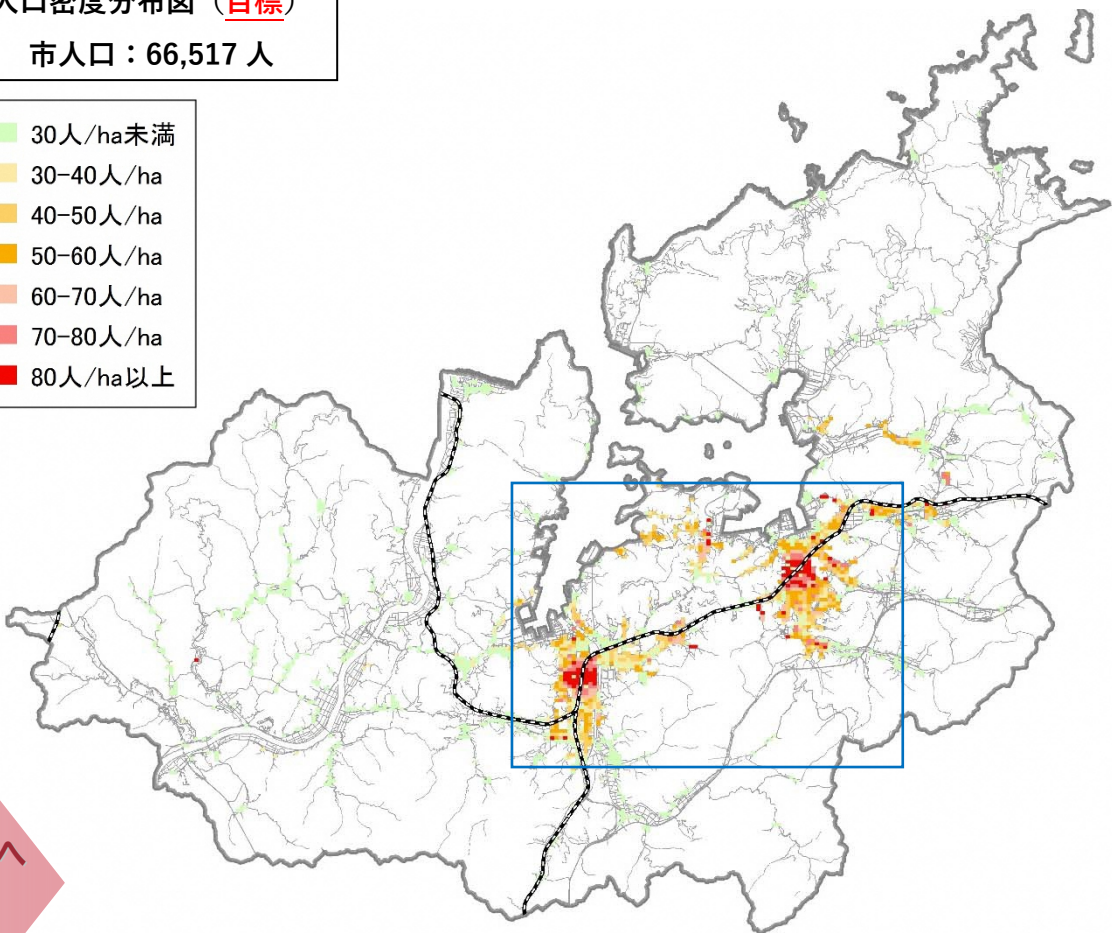
2040年（平成52年）
人口密度分布図（推計）
市人口：66,517人

- 30人/ha未満
- 30-40人/ha
- 40-50人/ha
- 50-60人/ha
- 60-70人/ha
- 70-80人/ha
- 80人/ha以上

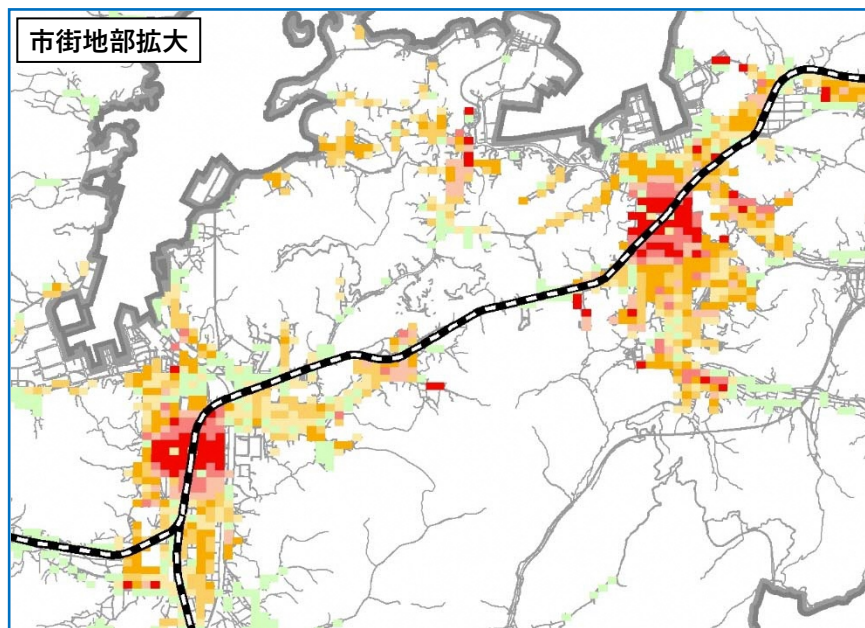


2040年（平成52年）
人口密度分布図（目標）
市人口：66,517人

- 30人/ha未満
- 30-40人/ha
- 40-50人/ha
- 50-60人/ha
- 60-70人/ha
- 70-80人/ha
- 80人/ha以上



まちなかへ
誘導



舞鶴版コンパクトシティ+ネットワークの形成を図るため、次ページ以降の分野別の取組を進めます。

2 分野別の取組方針

2.1 土地利用 ～活力を生み出すコンパクトで機能的なまちづくり～

これまでの取組

成長時代の都市計画制度

- ・ 1981 年（昭和 56 年）に定められた区域区分は、市街化区域における都市の形成と無秩序な開発や災害の抑制に一定の効果을上げてきました。
- ・ 1959 年（昭和 34 年）に制定された用途地域も、秩序ある市街地整備を進める上で、大きな役割を果たしてきました。
- ・ 人口も市街地も拡大していった高度経済成長期を経て、人口減少・少子高齢化が進行する今日に至るまで、区域区分及び用途地域の大きな見直しは行われていません。

持続可能なまちづくりに向けた都市計画制度の見直し

- ・ 2015 年（平成 27 年）7 月に、「舞鶴市都市計画見直し基本方針」を策定し、これからの社会構造の変化に対応しうる持続可能な都市への再構築を進めることを掲げました。
- ・ 2017 年（平成 29 年）1 月に、ライフスタイルの誘導や中心市街地の再構築、土地利用の動向への対応などの観点を踏まえて、用途地域の見直しを行いました。
- ・ 区域区分の見直しに向けては、2017 年（平成 29 年）3 月に発表した「舞鶴市都市計画制度区域区分の見直し基準」に基づき、地域での合意形成を前提に都市計画法に基づく手続きに着手する予定です。

現状・課題

市街地規模の適正化

- ・ 市街化区域内には、低未利用地が約 362ha 残されています。
- ・ 2030 年（平成 42 年）時点の人口規模に見合う市街化区域の面積は、2015 年（平成 27 年）よりも約 277ha 少ないと試算されています（「舞鶴市 都市計画制度 区域区分の見直し基準」における人口分布シミュレーションによる想定）。
- ・ 人口減少下でさらに市街地が薄く広がることのないよう、区域区分の見直しを適正に進める必要があります。

まちなかへの都市機能と居住の誘導

- ・ 市街化区域内に居住や都市機能を誘導していくために、特にその中心となる駅周辺の「まちなか」において、住みたい、訪れたいといった希望を誘発するような魅力を創出することが求められます。

地域に応じた土地利用の誘導

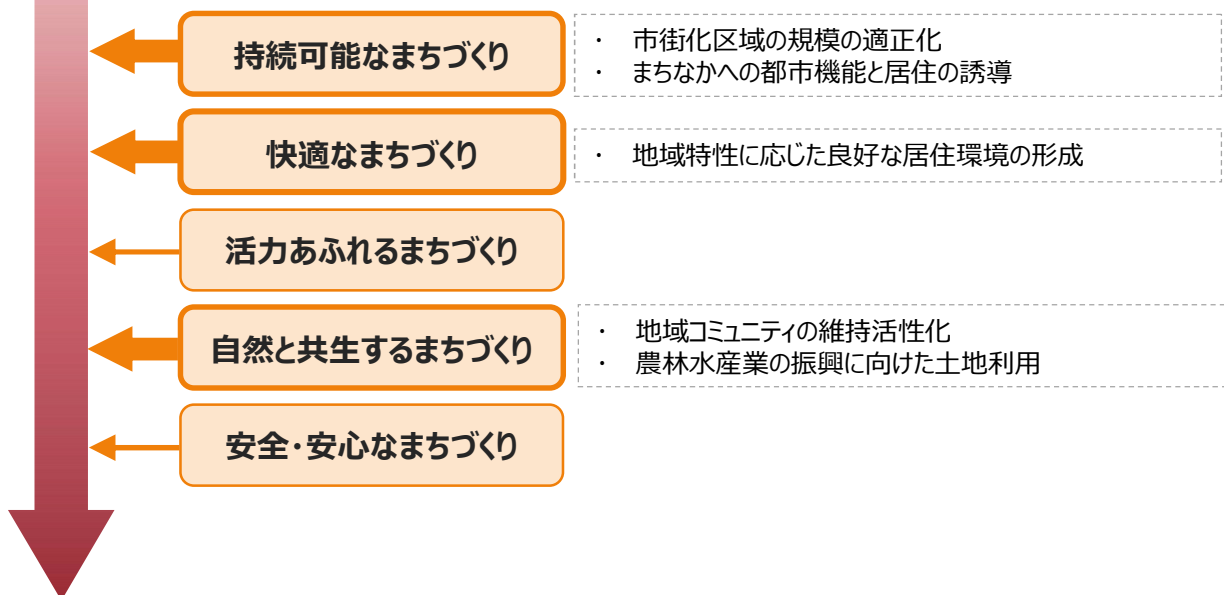
- ・ 市街化区域のまちなか周辺や郊外ではゆとりある良好な居住環境の創出、市街化調整区域や都市計画区域外では自然と調和した集落環境の維持など、地域に応じた土地利用の誘導や地域活性化が必要です。

土地利用分野では、まちづくりの基本的方針に基づき、「活力を生み出すコンパクトで機能的なまちづくり」を理念に掲げ、具体的な取組の方針を示します。

特に、基本的方針「持続可能なまちづくり」に向けては、市街化区域の規模の適正化やまちなかへの都市機能と居住の誘導についての方針を示します。

また、基本的方針「快適なまちづくり」に向けては、地域特性に応じた良好な居住環境の形成についての方針を示します。

さらに、基本的方針「自然と共生するまちづくり」に向けては、地域コミュニティの維持活性化、農林水産業の振興に向けた土地利用についての方針を示します。



取組方針

✓ まちの顔としての賑わい創出

- ◆ まちなか賑わいゾーンでは、東・西地区の異なる個性を活かし、鉄道駅周辺を中心にまちの顔としての賑わい創出を図るとともに、利便性が高く歩いて暮らせる居住環境の整備を進めます。
- ◆ これまで蓄積された公共施設等の都市基盤を有効に活用するとともに、公有地等の低未利用地の効果的な活用を図ります。

✓ 適正な市街地規模・用途による土地利用の推進

- ◆ ゆとり環境ゾーンでは、現在及び将来の人口・産業の動向を踏まえ、市街地規模を適正に見直すとともに、まちなか周辺や郊外などの地域の特性に応じた良好な居住環境の形成を進めます。
- ◆ 臨海部や幹線道路沿いでは、海と陸の交通結節機能を最大限に活かし、産業用地としての効果的な活用を推進します。

✓ 自然環境と調和した秩序ある土地利用の促進

- ◆ 自然環境と暮らしの調和ゾーンでは、農林漁業の振興や集落の暮らしと調和のとれた秩序ある土地利用を進め、環境の保全とコミュニティの維持活性化を推進します。

(1) まちなか賑わいゾーン～まちの顔としての賑わい創出～ **3C+**

まちなか賑わいゾーンは、「舞鶴版コンパクトシティ+ネットワーク」の都市構造において、市全体の核となる「まちなか」の形成を図る区域です。

「舞鶴市立地適正化計画」により、鉄道駅を中心としたまちなかに都市機能や居住が集積した高密度な土地利用を目指します。

また、東・西地区の異なる個性を活かし、鉄道駅周辺を中心にまちの顔としての賑わい創出を図るとともに、利便性が高く歩いて暮らせる居住環境の整備を進めます。これまで蓄積された都市基盤を有効に活用するとともに、公有地等の低未利用地の効果的な活用を図ります。



1) 鉄道駅を中心としたまちなかの活力と賑わいの創出 **3C+**

まちなかに住む人を増やすことで公共施設や生活支援・商業サービス施設等の集積を維持するとともに、駅周辺の低未利用地の有効活用を図ることにより、まちの顔となる魅力を高め、多くの人々が訪れ交流する中心市街地としての活力と賑わいの創出を図ります。

具体的には、「舞鶴市立地適正化計画」に位置付けられた駅周辺のまちづくり事業を、官民連携のもとに推進します。

2) まちなか居住の促進に向けた利便性が高く魅力的な居住環境の形成 **3C+**

様々な都市機能が集積した利便性の高さを活かすとともに、歩いて暮らせる居住環境や良好な都市景観の形成を進めることにより、高齢者はもとより多世代にとって魅力ある居住環境を創出し、まちなか居住を促進します。

また、既存の商店街を中心とした、身近な商業地域の再構築を図ります。

3) 港や赤れんがを活かしたまちの魅力形成と賑わいの創出

東地区は、本市の個性である港や赤れんがに親しむことができるよう北吸・浜地区の水辺空間の全体的な整備に向けた検討を行うとともに、赤れんが倉庫の保存・活用による赤れんがパークの整備を進め、まちの魅力づくりを推進します。

4) 城下町や港の雰囲気を活かしたまちの魅力形成と賑わいの創出

西地区は、城下町の歴史的な景観、漁師まちのたたずまいなどの保全と活用を支援し、愛着と誇りを持てるまちの魅力づくりを推進します。

(2) ゆとり環境ゾーン～適正な市街地規模・用途による土地利用の推進～ **3C+**

まちなか賑わいゾーンを除く市街化区域であるゆとり環境ゾーンは、「舞鶴版コンパクトシティ+ネットワーク」の都市構造において、将来人口と地域特性に見合った地域づくりを進める区域です。

現在及び将来の人口・産業の動向を踏まえ、市街地規模を適正に見直すとともに、まちなか周辺や郊外などの地域の特性に応じた良好な居住環境の形成を進めます。

臨海部や幹線道路沿いでは、海と陸の交通結節機能を最大限に活かし、機能的な産業用地としての効果的な活用を推進します。

1) 利便性を活かした暮らしやすい居住環境の形成 **3C+**

まちなか周辺の地域においては、その利便性を活かした暮らしやすい居住環境の形成と成熟化を推進します。

2) 豊かな自然と調和した、ゆとりある質の高い居住環境の形成 **3C+**

豊かな自然の近くにある地域においては、周辺の環境と調和した低層住宅地としてのゆとりある居住環境の形成を推進します。

3) 臨海部における港湾・産業機能の充実

京都舞鶴港*の港湾機能を最大限に活用するため、臨海部における周辺環境を含めた機能性や利便性の向上を推進するとともに、港湾背後地の立地を活かした主要産業用地としての土地利用を促進します。また、集約化が進められている海上自衛隊用地については、集約後の跡地の有効な利活用に向けて、国への働きかけや検討を進めます。

あわせて、国内外の物流、人流及び情報交流の結節点にふさわしく、市民や来訪者にとって身近で魅力的な水辺空間となるよう環境整備を図ります。

4) 土地利用が混在しない生産性の高い産業基盤の維持・強化

幹線道路やその周辺等では、優れたアクセス性などの立地条件を活かした産業振興を目指し、周辺環境と調和のとれた土地利用を進めます。

なお、2017年（平成29年）1月1日の用途地域見直しに際して、従来、工業系の土地利用が見込まれていたものの、工場跡地などで土地利用転換が進んでいる地区などを対象として、住居系用途地域への見直しを行いました。このように、工場と住宅の混在を避けた用途純化により、生産性の高い産業基盤を維持・強化します。

*京都舞鶴港：本州日本海側のほぼ中央でリアス式海岸の若狭湾が深く入り込んだ舞鶴湾の奥に位置する日本海側拠点港。

(3) 自然環境と暮らしの調和ゾーン～自然環境と調和した秩序ある土地利用の促進～ 3C+

市街化調整区域や都市計画区域外となる自然環境と暮らしの調和ゾーンは、「舞鶴版コンパクトシティ+ネットワーク」の都市構造において、将来人口と地域特性に見合った地域づくりを進める区域です。農林漁業の振興や集落の暮らしと調和のとれた秩序ある土地利用を進め、環境の保全とコミュニティの維持活性化を推進します。



1) 農林水産業の振興に向けた土地利用

農地・山林・海洋など恵まれた豊かな自然を守り、環境保全や災害による被害の軽減を図るほか、ほ場や林野、漁港の生産基盤整備を推進・支援することにより、農林水産業の振興に向けた土地利用を進めます。

2) 地域コミュニティの維持活性化 3C+

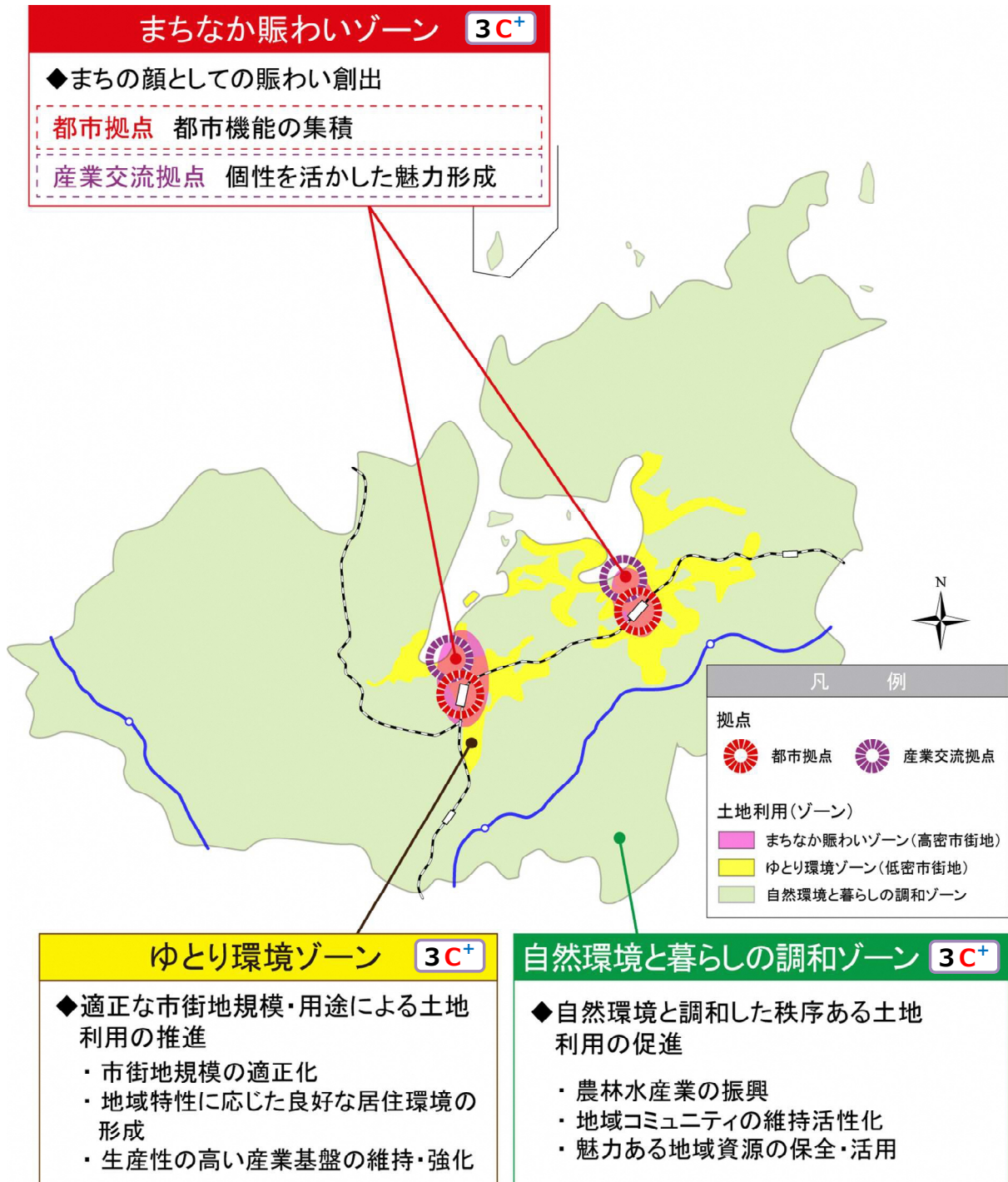
既存集落においては、市街化調整区域における地区計画の検討など、地域の特性に応じた都市計画制度の適切な運用により、周辺環境と調和のとれた秩序ある土地利用を推進します。また、農林水産業振興の取組に加えて、環境志向型居住者やUターン・Iターン*等による新規農業・漁業就業者の移住・定住を促進し、地域コミュニティの維持活性化に取り組みます。

3) 魅力ある地域資源の保全・活用

美しい自然環境や景観など地域の魅力ある資源の保全を図ります。また、これら資源を活用した体験的要素を取り入れた観光や自然学習、都市部と農山漁村の交流などの促進を支援し、地域の活性化に取り組みます。

* **Uターン・Jターン・Iターン**：Uターンは、地方で生まれ育った人が都市に移住し、その後再び生まれ育った地域に移住すること。Jターンは、地方で生まれ育った人が都市に移住し、その後生まれ育った地域でない別の地方に移住すること。Iターンは、都市で生まれ育った人が地方へ移住すること。

土地利用のイメージ



2.2 交通 ～利便性の高い暮らしを支える交通ネットワークの構築～

これまでの取組

広域道路・幹線道路ネットワークの整備

- ・ 舞鶴若狭自動車道、京都縦貫自動車道が全線開通したことにより、高速道路ネットワークが整備されました。
- ・ 国道 27 号西舞鶴道路や府道小倉西舞鶴線など幹線道路の整備も進んでいます。

港湾機能の強化と物流・人流の拡大

- ・ 前島ふ頭と市街地を結ぶ歩道橋の整備が完了し、ウォーターフロント*地区へのアクセスが向上したほか、前島ふ頭の内航フェリー岸壁の延伸と増深が完了し、港湾機能が向上しています。
- ・ 近年は京都舞鶴港へのクルーズ客船*の発着数やコンテナ貨物量が増加傾向にあり、港を活用した物流・人流がともに拡大しつつあります。



舞鶴若狭自動車道



京都舞鶴港

現状・課題

公共交通の維持や利便性の向上、徒歩や自転車で暮らせる道づくり

- ・ 高齢化が進み、自動車の運転が困難となる方が増える中で、公共交通の維持や利便性の向上、及び徒歩や自転車でも安心して暮らせる道づくりに取り組む必要があります。

渋滞解消や広域道路交通ネットワークの更なる強化

- ・ 舞鶴若狭自動車道、京都縦貫自動車道などの高速道路が開通したものの、2車線区間が多く残されており、さらなる整備の促進と利便性の向上が必要です。
- ・ 幹線道路の整備も進んでいますが、国道 27 号・177 号が交差する大手交差点に代表される西地区市街地内の道路や府道小倉西舞鶴線など、市内には未だ渋滞が発生する区間が残されており、早急な整備が必要です。

京都舞鶴港の機能強化と活用

- ・ クルーズ客船の発着便数が増加するなど重要性の増す京都舞鶴港の機能強化・活用により、物流・人流の拡大を地域活性化につなげていく必要があります。

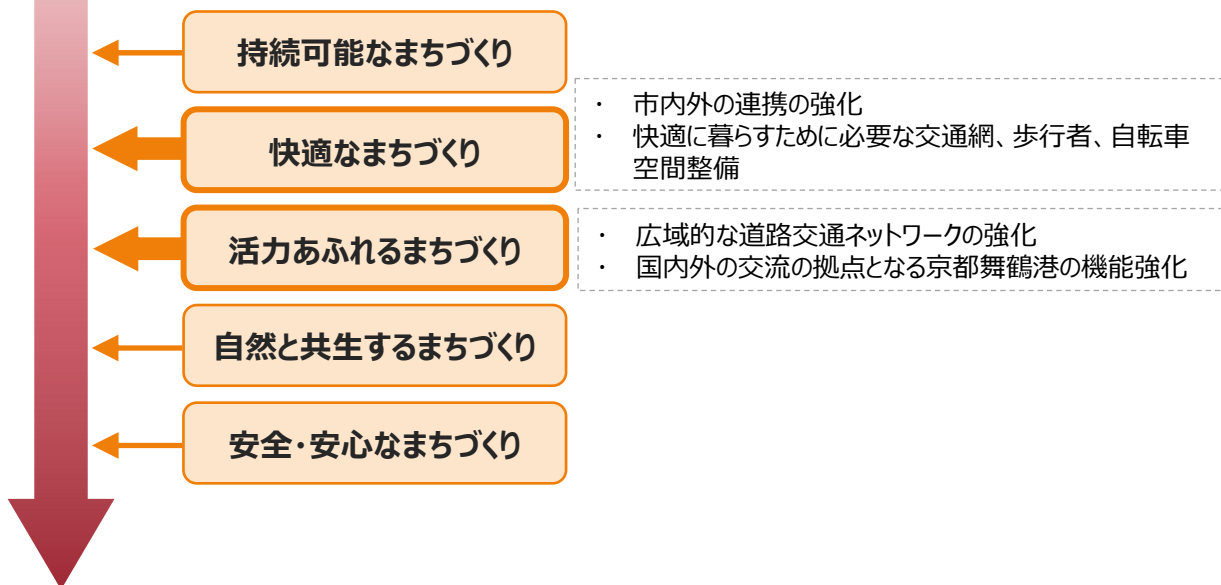
*ウォーターフロント：水辺、港湾、臨海部の地域。

*クルーズ客船：乗客に船旅を提供するための輸送、商業、宿泊機能等を備えた旅客船。

交通分野では、まちづくりの基本的方針に基づき「利便性の高い暮らしを支える交通ネットワークの構築」を理念に掲げ、具体的な取組の方針を示します。

特に、基本的方針「快適なまちづくり」に向けては、市内外の連携の強化や、快適に暮らすために必要な交通網、歩行空間の整備についての方針を示します。

また、基本的方針「活力あふれるまちづくり」に向けては、広域的な道路交通網や、国内外の交流の拠点となる京都舞鶴港の機能強化についての方針を示します。



取組方針

✓ 利便性の高い地域公共交通サービスの構築

- ◆ 事業者との連携により、公共交通の維持と利便性の向上を図るとともに、市民や交通事業者と共に、利用促進策や今後の地域公共交通サービスのあり方を検討します。

✓ 市内外の交流を促進する、安全・安心で円滑な道路交通ネットワークの強化

- ◆ 歩行者や自転車に配慮した道づくりを推進します。
- ◆ 市域の骨格を成す都市計画道路等の整備により、円滑な交通の確保と地域間交流の促進を図ります。
- ◆ 緊急車両等の進入ができない地域の解消を進め、道路施設の適切な維持管理を行い、安心・安全な交通機能を確認します。
- ◆ 高速道路や幹線道路の整備促進により、広域的な道路交通ネットワークの強化を目指します。

✓ 日本海側の人・物の交流拠点となる港湾・海上輸送網の拡大

- ◆ 京都舞鶴港の日本海側拠点港としてのさらなる機能強化を推進します。
- ◆ 産業・観光の活性化につながる施設整備や、海上交通ネットワークの強化による人流・物流の拡大を図ります。

（1）公共交通～利便性の高い地域公共交通サービスの構築～ **3C+**

公共交通は、「地域間の分担と連携」を方針とする「舞鶴版コンパクトシティ+ネットワーク」の都市構造を実現する上で、必要不可欠なネットワークの要素の一つです。

事業者との連携により、公共交通の維持と利便性の向上を図るとともに、市民や交通事業者と共に、利用促進策や今後の地域公共交通サービスのあり方を検討します。

1) 公共交通の利便性の向上と交通アクセスの向上 **3C+**

駅及び車両のユニバーサルデザイン化*の促進や、京阪神をはじめ全国各地との交通アクセスの充実を図るとともに、市内における公共交通アクセスの相互連携を促進し、利便性の向上を図ります。

2) 鉄道・路線バス及び自主運行バスの支援 **3C+**

鉄道、路線バス及び自主運行バス*に対する支援を行い、市民生活における移動の持続的な確保を図ります。

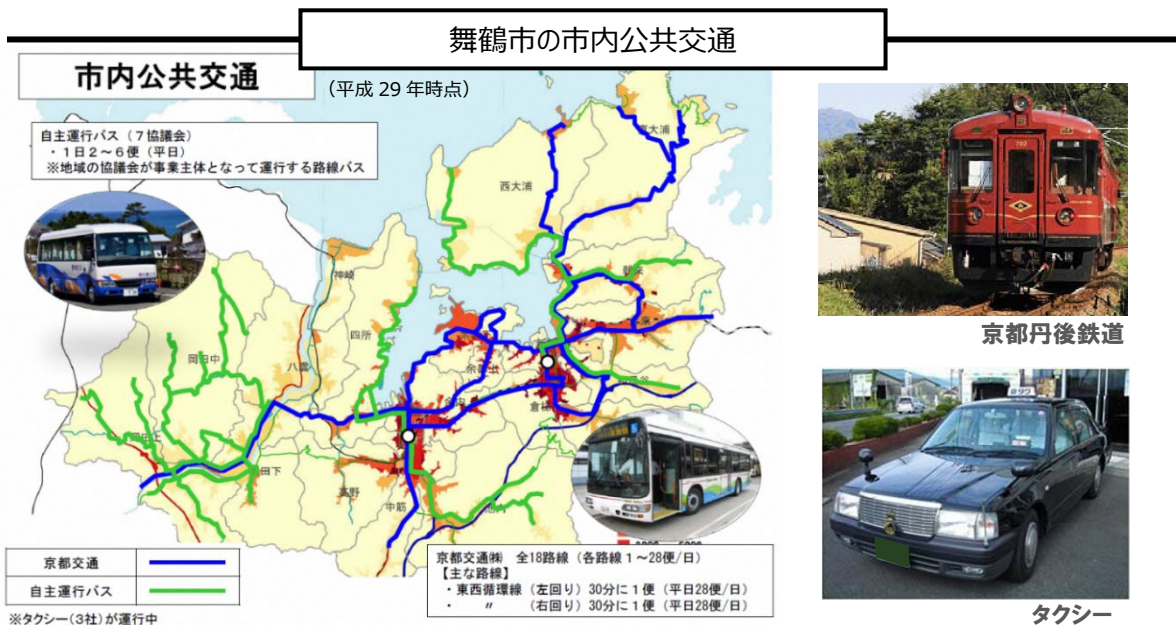
3) 市民、交通事業者及び行政の連携による公共交通の利用促進 **3C+**

市民や交通事業者による公共交通利用促進会議を実施し、利用促進策等について検討するほか、利用促進に向けた啓発を行います。

公共交通サービスに関する情報提供や、地域外からの交流促進と公共交通の利用促進に取り組みます。

4) より利便性の高い持続可能で総合的な地域公共交通サービスのあり方の検討

既存の公共交通機関の維持を図る中で、公共交通をより使いやすく、親しみやすくするため、地域公共交通サービスのあり方の検討を行います。



***ユニバーサルデザイン化**：あらゆる文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の度合いに関係なくできるだけ多くの人々が利用可能であるように製品、建物、空間を設計すること。

***自主運行バス**：路線バスの撤退や定期航路の廃止で、足の確保が困難となった地域において、地域の人々が組織したバス運行協議会により運行されている路線バス。

(2) 道路～市内外の交流を促進する、安全・安心で円滑な道路交通ネットワーク強化～ **3C+**

歩行者や自転車に配慮した道づくりを推進します。また、市域の骨格を成す都市計画道路などの整備により、円滑な交通の確保と地域間交流の促進を図ります。

緊急車両などの進入ができない地域の解消を進めるとともに、道路施設の適切な維持管理を行い、安心・安全な交通機能を確認します。高速道路や幹線道路の整備促進により、広域的な道路交通ネットワークを構築するとともに、生活道路や経済拠点からのアクセス強化を目指します。

1) 歩行者空間など：歩行者や自転車に配慮した道づくり **3C+**

まちなかでは、歩道、自動車道の整備やバリアフリー化*（段差解消など）により、人にやさしい道づくりを推進します。

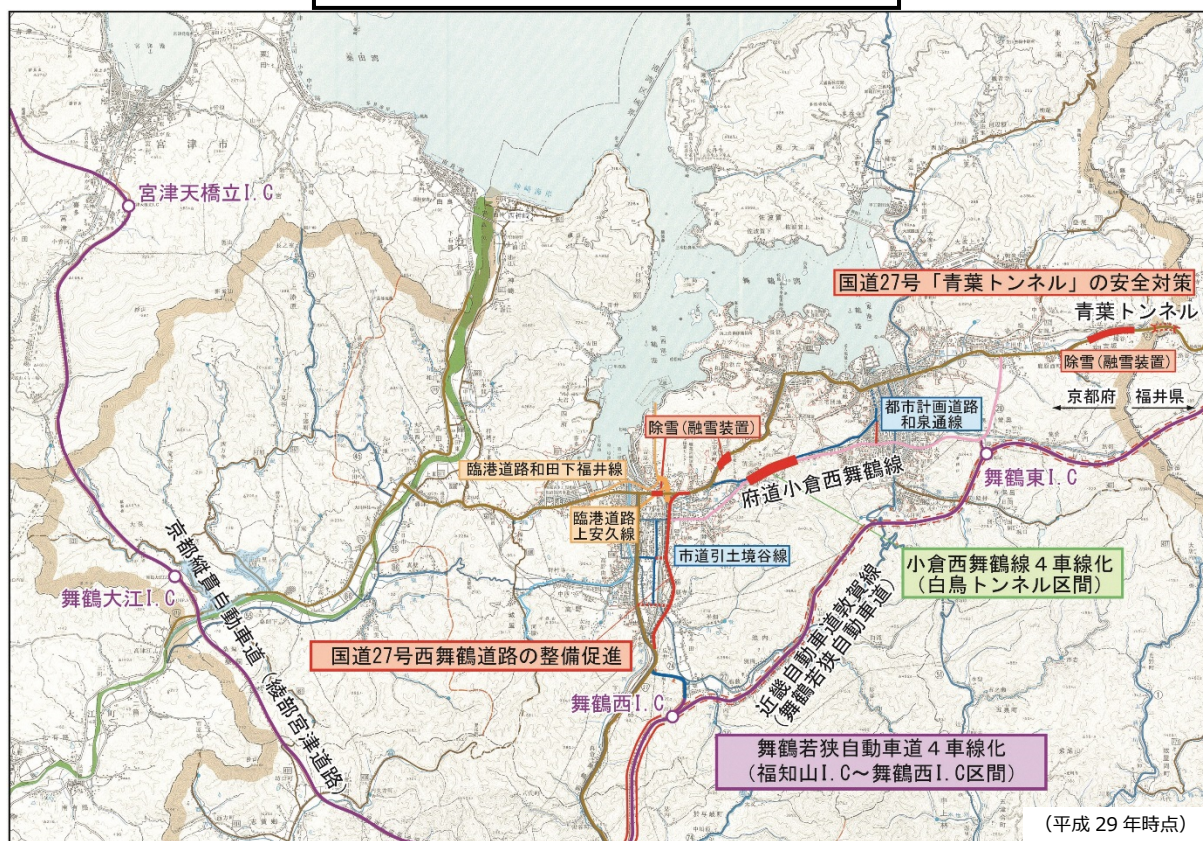
2) 幹線道路：東西交流軸の形成と交通環境改善に向けた道路整備 **3C+**

「舞鶴版コンパクトシティ+ネットワーク」の都市構造を支えるのは、まちなかとまちなか、まちなかと地域コミュニティをつなぐ道路交通ネットワークです。

府道小倉西舞鶴線の整備促進により、国道 27 号の交通の分散と東西市街地間の連結強化及び、舞鶴若狭自動車道舞鶴東 IC へのアクセス強化を図ります。

国道 27 号西舞鶴道路の整備促進により、西舞鶴市街地の交通環境改善や災害時の緊急輸送道路の確保を図ります。

舞鶴市の主要道路事業



*バリアフリー化：高齢者・障害者等が生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。

3) 補助幹線及び主な区画道路：安心・安全な交通機能の構築や地域振興・定住促進に資する道路整備と適正な管理 **3C+**

都市計画道路などの未整備区間の事業化を進め、円滑な交通の確保と良好な住環境の形成を図ります。一方、長期未整備など計画と現況が乖離している都市計画道路については、見直しを進めます。

また、安心、安全な市道整備により、緊急車両などの進入ができない地域の解消を進めます。市街地と周辺部等を結ぶ道路の整備を進め、定住の促進と地域振興を目指します。

橋梁等道路施設の適切な修繕、長寿命化施策により、ライフサイクルコスト*の低減に取り組みます。

4) 自動車専用道路・広域幹線道路：近畿圏のみならず他圏域との交流・連携を促進する広域交通網の形成

舞鶴若狭自動車道 4 車線化事業をはじめとする高速道路の整備を促進し、近隣市町村や京都府内をはじめ、近畿圏、中京圏、北陸圏なども含めた他圏域との人、物、情報などの相互交流を活性化することで、人流・物流の拡大を目指します。



旧国鉄跡地の遊歩道



府道小倉西舞鶴線の整備



国道 27 号西舞鶴道路の整備

*ライフサイクルコスト：構造物の計画、設計から建設、維持・管理、解体撤去、廃棄にいたる費用のこと。

(3) 港湾・海上輸送網～日本海側の人・物の交流拠点となる港湾・海上輸送網の拡大～

京都舞鶴港の日本海側拠点港としてのさらなる機能強化を推進します。

また、産業・観光の活性化につながる施設整備や、海上交通ネットワークの強化による人流・物流の拡大を図ります。

1) 京都舞鶴港の発展に向けた機能強化と効率的活用

西港地区においては、臨港道路などの物流基幹ネットワークの構築による貨物輸送の効率化と、外航クルーズ客船の誘致やふ頭機能の強化を図り、国際物流ターミナル・舞鶴国際ふ頭および第2ふ頭を核とした物流・人流の拡大を目指します。

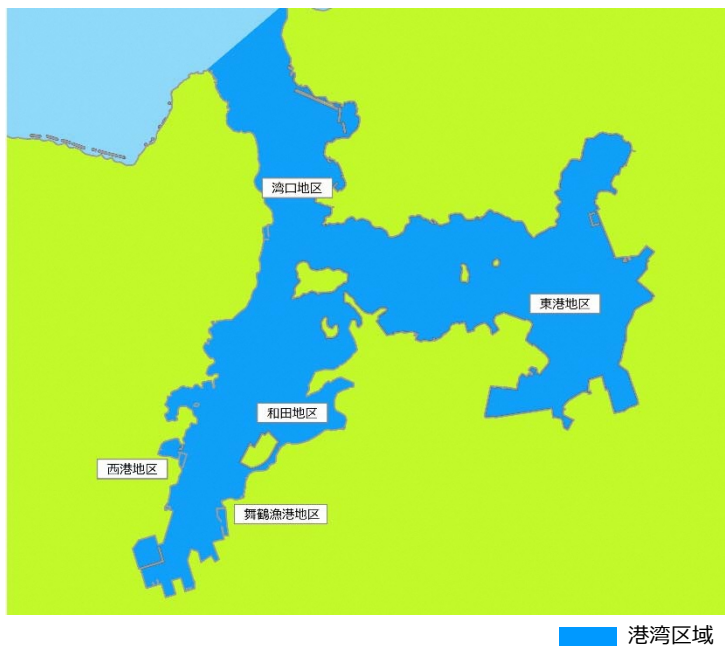
東港地区においては、国際フェリー岸壁の整備促進およびふ頭機能の見直しにより、内外貿易の結節点となる京都舞鶴港の機能充実に取り組みます。

京都舞鶴港全体において、地理的優位性を活かした機能強化と、広域防災拠点としてのリダンダンシーを含めた太平洋側港湾との機能分担を進めます。また、これらの多様な機能を適正に配置し、効率性、快適性、安全性の高い港湾空間の形成を図ります。

港全体の再編・集約や航路誘致やポートセールス*の推進により物流・人流機能を強化するほか、周辺企業の支援や経済界とのさらなる連携、民の視点の導入などによる、官民が連携した港湾振興を進めます。

湾内に無秩序に係留されている放置艇や、プレジャーボートの係留対策については関係機関と協力しながら改善に努め、海上交通の安全性の向上を目指します。

京都舞鶴港 位置図



西港



東港

*ポートセールス：港の管理者が関連企業等に自らの所有する港のメリットを説明し、船舶や貨物を誘致すること。

2) 京都舞鶴港の活用による産業・観光の活性化

京都のブランドを活かした観光振興や魅力あるウォーターフロントを核とする港を活かしたまちづくりによる地域の活性化を図ります。また、若狭湾国定公園などの優れた自然景観・環境の保全や環境関連企業の誘致によるエコポート*の取組を推進します。

京都舞鶴港を活用した物流拠点や港湾背後地への企業立地を促進するほか、エネルギー拠点機能の拡充を図ります。

3) 国際港湾機能を強化する交通ネットワークの形成

国道 27 号西舞鶴道路及び臨港道路上安久線をはじめとする道路の整備促進により、国際物流ターミナル・舞鶴国際ふ頭および第 2 ふ頭と、舞鶴若狭自動車道などの港湾アクセス機能の強化を目指すとともに、西地区市街地における渋滞緩和と交通安全性の向上を図ります。

4) 国際交通も視野に入れた効率的な海上輸送網の形成

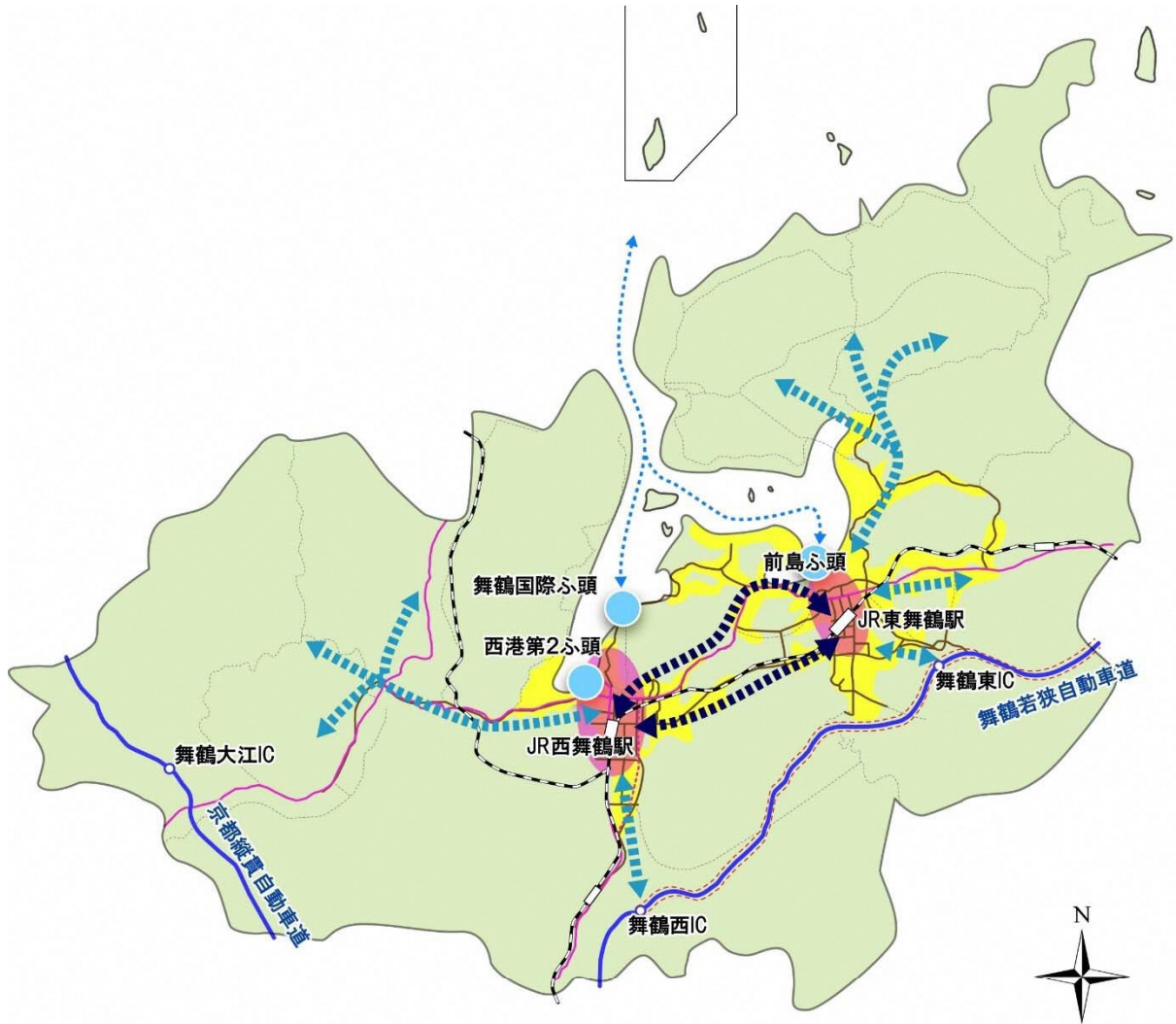
京都舞鶴港を拠点とした国際フェリーの誘致、日本海沿岸クルーズの推進や集荷対策強化による航路定着・活性化により、物流・人流の拡充を推進します。また、臨港地区における低未利用地の利用促進により、港湾のポテンシャルの向上を図ります。

5) 舞鶴湾内における魅力的な水辺空間の創出

北吸・浜地区における水辺空間の整備促進により、魅力あるウォーターフロントの創出を進めます。

*エコポート：生物、生態系に配慮し、自然環境と共生した港湾。

交通ネットワークの構築イメージ



凡 例	
軸	主な交通施設
<ul style="list-style-type: none"> 東西間幹線軸 地域間交流軸 	<ul style="list-style-type: none"> 高速自動車道 インターチェンジ 都市計画道路 一般国道 府道・市道(一部) 鉄道 ふ頭 海上航路

2.3 防災・都市環境 ～人にやさしい安全・安心な地域づくり～

これまでの取組

各種災害に備えた防災対策

- ・「舞鶴市地域防災計画^{*}」に基づき、災害に備えた都市基盤の整備に取り組んでいます。
- ・由良川および高野川などの河川沿川地域では、台風時の洪水や高潮だけでなく、内水による浸水被害も発生していることから、河川改修や道路、宅地の高上げなどの対策を実施しています。

下水道設備の整備率向上

- ・水洗化を希望する全ての市民の水洗化実現を目指し、各種施設の整備や水洗化処理区域の拡大を図っており、2017年度（平成29年度）時点の水洗化普及率（市の人口に対する処理区域内人口の割合）は96%となっています。
- ・老朽化した管路の更新など、設備の維持管理・更新を進めています。

廃棄物の適切な処理

- ・リサイクルプラザや一般廃棄物最終処分場などの施設を供用し、減量化・資源化などを推進しています。

福祉施設の充実とバリアフリー化

- ・地域密着型サービスや地域包括支援センターの設置を図ってきたほか、バリアフリーに配慮した施設整備を行ってきました。

現状・課題

災害対策の充実

- ・近年では、平成16年10月の台風23号、平成25年9月の台風18号、平成29年10月の台風21号などにより、頻繁に水害・土砂災害が発生しています。
- ・これらの災害による被害を最小限にとどめるため、災害に強い都市づくりに向けた施設（ハード）の整備・充実とともに、警戒避難体制の整備などのソフト対策への取組が必要です。

全市水洗化の推進や老朽化した上下水道施設の維持管理

- ・「舞鶴市下水道ビジョン^{*}」において、2020年度（平成32年度）に水洗化を希望される全ての市民が水洗化できることを目指しており、今後も引き続き水洗化処理区域の拡大を図る必要があります。
- ・上下水道施設は耐用年数を経過したものや現在の耐震基準に準拠できていないものがあるため、計画的な施設の維持管理、更新を行う必要があります。

一般廃棄物処理施設のひっ迫

- ・一般廃棄物（ごみ）の最終処分場が2021年（平成33年）中に計画埋立容量に達する見込みとなっており、新たな最終処分場の整備が必要です。

高齢者など誰もが安心して生活できる仕組みづくり

- ・今後さらに高齢化が進むことから、高齢者が安心して生活できる仕組みづくりや、ユニバーサルデザインのまちづくりに取り組む必要があります。

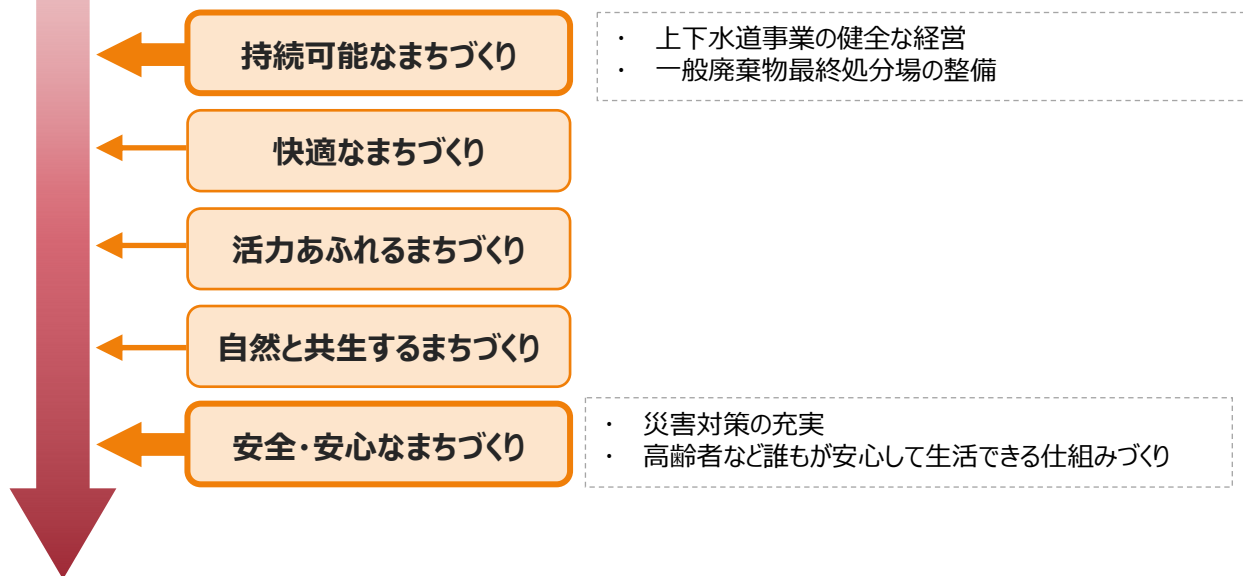
^{*}舞鶴市地域防災計画：災害対策基本法第42条の規定に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的に災害対応に資する総合的かつ計画的な対策を定めた計画。

^{*}舞鶴市下水道ビジョン：市民の快適な暮らしに不可欠な都市基盤施設である下水道事業を効率的かつ健全な経営を安定的に継続するため、今後の事業目標や運営方針の明確化を図り、取り組むべき課題や施策を示した基本計画。

防災・都市環境分野では、まちづくりの基本的方針に基づき「人にやさしい安全・安心な地域づくり」を理念に掲げ、具体的な取組の方針を示します。

特に、基本的方針「持続可能なまちづくり」に向けて、上下水道事業の健全な経営、一般廃棄物最終処分場の整備についての方針を示します。

また、基本的方針「安全・安心なまちづくり」に向けて、災害対策の充実や誰もが安心して生活できる仕組みづくりについての方針を示します。



取組方針

✓ 災害に強い都市基盤の形成と地域の災害対応力の向上

- 「舞鶴市地域防災計画」に基づき、引き続き災害に強い都市基盤の整備を推進するとともに、災害の危険性のある区域の減少と災害時にも機能する緊急避難路や輸送路の確保に努めます。

✓ 防災と環境に配慮した治水対策の推進

- 河川および海岸については災害に強い施設整備を進めるほか、環境や親水性に配慮したうるおいのある水辺空間の創出を推進します。

✓ 水環境の保全と快適な生活環境の創出

- 公共用水域の水質保全と快適で住みよい生活環境を目指すとともに、施設の維持管理・更新を行い、引き続き水道事業・下水道事業を推進します。

✓ 廃棄物処理施設の適正な管理・運営

- 一般廃棄物（ごみ）については、施設の適切な運転管理と長寿命化に取り組むほか、現処分場の拡張整備を行います。

✓ 高齢者など誰もが暮らしやすい環境づくり

- 今後の高齢化の進行などを念頭に、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備など、高齢者や障がいのある方に配慮したまちづくりを進めます。

（1）総合防災～災害に強い都市基盤の形成と地域の災害対応力の向上～

「舞鶴市地域防災計画」に基づき、引き続き災害に強い都市基盤の整備を推進するとともに、災害の危険性のある区域の減少と災害時にも機能する緊急避難路や輸送路の確保に努めます。

1) 災害に強い住宅地の形成

地震による被害を低減させるため、旧耐震基準*で建築された木造住宅の耐震化を促進します。また、火災時の延焼遮断帯としても有効な都市計画道路などの事業化や、道路・橋梁の防災対策を推進します。

道路の嵩上げによる高潮対策、河川などの浸水対策により市街地における防災機能の向上を進めます。

土砂災害対策として、砂防・急傾斜地対策事業などの土砂災害防止工事によるハード対策と併せ、警戒区域における警戒避難体制の整備や建築物の構造規制などのソフト対策により減災を図ります。

災害時の避難場所・避難路や防災活動拠点となり、延焼遮断帯、防災緩衝帯の機能も持つ公園や緑地、広場などのオープンスペースの確保と防災機能の保全に努めます。

2) 災害時における緊急輸送路の確保

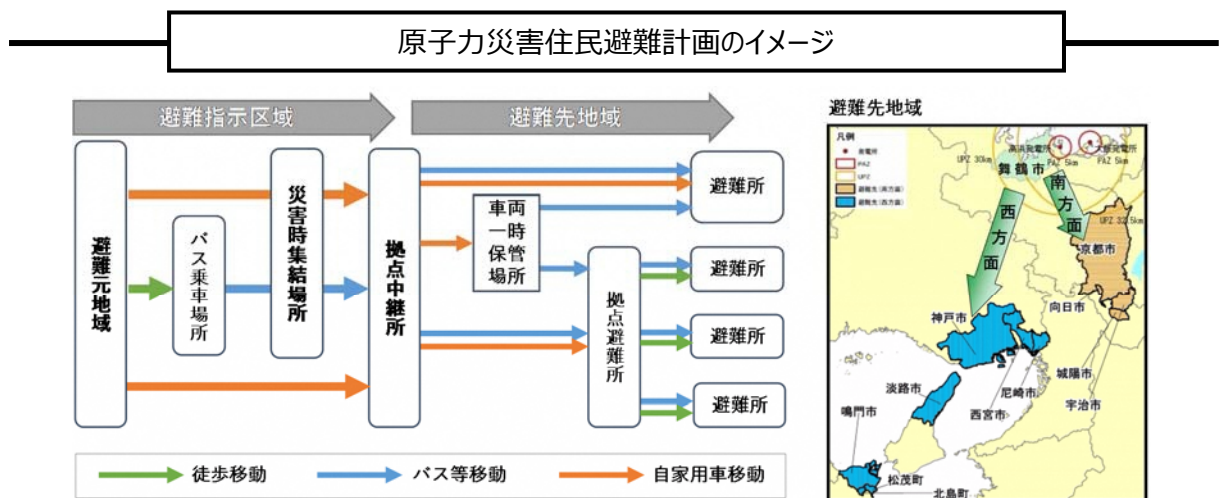
災害時の広域的代替交通機能（リダンダンシーの確保*）として、高速道路、京都舞鶴港を活用します。

3) 災害に強い都市基盤の形成

都市基盤施設やライフラインなどの耐火、耐震化や、道路、公園、上下水道、広場などの都市基盤施設の計画的な整備を図り、災害に強い安全で快適なまちづくりを推進します。

4) 原子力災害への対応

原子力災害に備え、「舞鶴市地域防災計画（原子力災害対策編）」に基づき、迅速かつ円滑な災害応急対策や災害復旧への備え、避難路の整備などを進めます。



*旧耐震基準：1981年5月31日までの建築確認において適用されていた基準で、震度5強の揺れでも建物が倒壊せず、破損したとしても補修することで生活が可能な構造基準として設定されている。

*リダンダンシーの確保：自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段を用意すること。

(2) 河川および海岸～防災と環境に配慮した治水対策の推進～ **3C+**

河川および海岸については災害に強い施設整備を進めるほか、環境や親水性に配慮したうるおいのある水辺空間の創出を推進します。

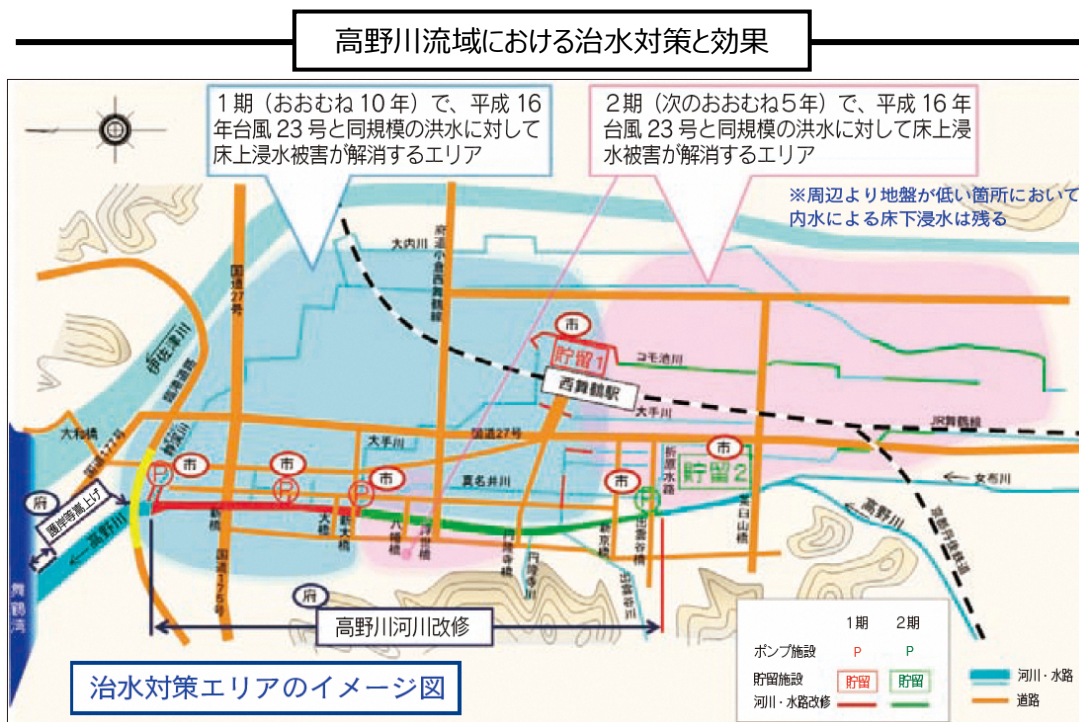
1) 災害に強く環境に配慮した治水対策の推進 **3C+**

伊佐津川、高野川、志楽川などの治水対策を推進するほか、防災情報の提供や避難警戒体制整備などのソフト対策も推進することにより、水害の未然防止又は被害軽減を図り、安全で安心できる暮らしの確保に努めます。

西地区の市街地内においては、高野川流域の総合的な治水対策として、ハード・ソフトの両面から対策を実施するほか、伊佐津川の治水対策を推進します。

東地区においては、まちなかの浸水メカニズムを解析し、水害の未然防止または被害軽減を図るための治水対策を検討します。

また、環境に配慮した水辺の整備などにより、うるおいのある水辺空間の創出を推進します。



2) 由良川における効率的かつ円滑な治水対策の推進

平成16年台風23号や平成25年台風18号、平成29年10月の台風21号による甚大な被害を踏まえ、由良川沿川においては、住民の生命・財産を洪水被害から守る輪中堤および宅地高上げなど、水防対策の整備促進を進めるとともに避難行動のための情報発信などのソフト対策を推進し、地域防災力の向上を図ります。

3) 海岸保全施設の整備

一般海岸、港湾海岸、漁港海岸などにおいては、海岸保全施設の整備を進め、高潮・津波・波浪による災害の防止と被害の軽減を図ります。

(3) 上下水道～水環境の保全と快適な生活環境の創出～

公共用水域の水質保全と快適で住みよい生活環境を目指すとともに、施設の維持管理・更新を行い、引き続き水道事業・下水道事業を推進します。

1) 水洗化処理区域の拡大による全市水洗化の推進

「舞鶴市下水道ビジョン」に基づき、様々な水洗化事業による水洗化処理区域の拡大により、2020年度（平成32年度）の全市水洗化を目指し、河川や海域などの公共用水域の水質保全や住みやすい生活環境向上を進めます。

2) 上下水道施設の計画的な改築

限られた財源の中で上下水道施設のライフサイクルコストの最小化や耐震化などの機能向上も考慮した長寿命化計画を策定し、施設の計画的な改築を実施します。

浄化センターでは放流水の水質を堅持し、舞鶴湾や河川などの水質を保全するとともに、下水汚泥や処理水の再利用により循環型社会の形成を図ります。

中期的な施設の更新・維持管理計画や、使用料収入の将来見通しを立て、効率的で安定した経営となるよう「中期経営計画」を策定し、下水道事業の健全化を図ります。

3) 雨水対策の推進

雨水対策として、内水排除ポンプの設置、支川や排水路の改修、貯留施設の整備などを行うとともに、宅地嵩上げに対する助成や各戸貯留の整備などソフト対策を推進します。

特に、西地区においては高野川流域での浸水被害がたびたび発生していることから、排水施設として雨水ポンプや貯留施設、水路の整備などを進めます。

(4) 廃棄物（ごみ）～廃棄物処理施設の適正な管理・運営～

一般廃棄物（ごみ）については、施設の適切な運転管理と長寿命化を図るほか、既存の処分場の拡張により、新たな最終処分場の整備を行います。

1) 処理施設の適正な管理・運営

市民生活に支障が生じることがないように、清掃工場やリサイクルプラザ、最終処分場といった廃棄物処理施設を適正に運転管理するとともに、施設の長寿命化を図ります。最終処分場については、2021年（平成33年）中に計画埋立容量に達する見込みであるため、現処分場の拡張整備を進め、埋立容量を確保します。

(5) 福祉のまちづくり～誰もが暮らしやすい環境づくり～

今後の高齢化の進行などを念頭に、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備など、高齢者や障がいのある方に配慮したまちづくりを進めます。

1) 高齢者や障がいのある方に配慮したまちづくり

多くの高齢者が住み慣れた地域で、できるだけ自立して暮らせるよう、地域包括支援センターの機能の充実、福祉サービス・住まいの充実、災害時・緊急時などの安全・安心体制の構築を推進します。

障がいのある人が自立した生活ができるよう共同生活援助（グループホーム）などの居住環境の整備・充実に努めます。

2) ユニバーサルデザインのまちづくり

すべての人が日常生活や社会参加活動を容易に行えるよう、公共施設や公共交通機関、道路、旅客施設等のバリアフリー化を進め、安全・安心で快適な移動手段の確保を推進します。

2.4 景観・環境共生 ～歴史・文化・自然に彩られたうらおいある環境形成～

これまでの取組

観光戦略の推進

- ・本市のブランドイメージである赤れんが倉庫、城下町の歴史・文化資源と海・港を最大限に活かした観光ブランド戦略の推進をはじめ、「海の京都観光圏*」京都府北部5市2町による広域観光の展開などにより、交流人口は大きく増加してきたところです。
- ・京都舞鶴港の機能強化が進むとともに、2015年（平成27年）には京阪神・北陸圏・中部圏を結ぶ高速道路ネットワークが完成したことにより、今後、海路・陸路を通じた交流人口のさらなる増加が見込まれています。

公園緑地の整備と豊かな自然環境の維持

- ・整備を進めていた伊佐津川運動公園が2017年（平成29年）7月から供用開始し、スポーツレクリエーションの拠点が確保されました。
- ・市街化調整区域や都市計画区域外では、農地・山林や海などの豊かな自然を守るため、耕作放棄地の解消や鳥獣被害の防止、定住環境の向上、若者の移住・定住への支援などに取り組んできました。

現状・課題

地域資源を活用した交流人口の拡大

- ・人口減少への対応として、赤れんが倉庫、城下町の歴史・文化資源と海・港などの本市独自の地域資源を最大限に活かして、個性と魅力を持った多くの来訪者に「選ばれるまち」を目指すことが必要です。
- ・人口の維持のためには交流を通じて定住につなげていくことが重要です。

公園緑地の整備推進や身近な公園施設の機能更新・充実

- ・都市公園については、整備面積による進捗率は全体で54%ですが、青葉山ろく公園が未整備分の大部分を占めており、今後の整備が求められています。
- ・地区公園・近隣公園・街区公園では、92%が開設済みとなっており、今後はすべての世代の人が身近に親しめる公園や広場として、機能の更新・充実が必要です。

市街化調整区域や都市計画区域外における地域の活性化

- ・市街化調整区域や都市計画区域外では、人口減少により地域活動の維持が困難になりつつある地域もあります。
- ・農地・山林や海などの豊かな自然を守りながら、都市部との交流・連携、移住・定住促進を図ることが必要となっています。

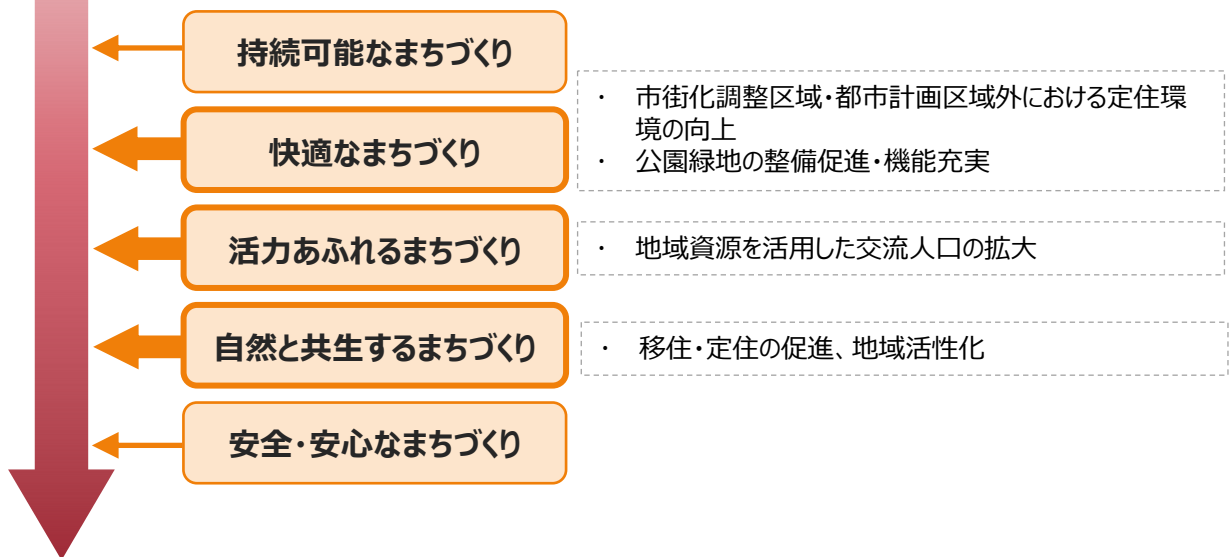
*海の京都観光圏：福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町の5市2町からなり、港、交通結節点、地域資源、地域産業等を活かした地域活性化を目的とする観光圏。

景観・環境共生分野では、まちづくりの基本的方針に基づき「歴史・文化・自然に彩られたうるおいある環境形成」を理念に掲げ、具体的な取組の方針を示します。

特に、基本的方針「快適なまちづくり」に向けては、市街化調整区域や都市計画区域外における定住環境の向上や、公園緑地の整備促進・機能充実についての方針を示します。

また、基本的方針「活力あふれるまちづくり」に向けては、地域資源を活用した交流人口の拡大についての方針を示します。

さらに、基本的方針「自然と共生するまちづくり」に向けては、移住・定住の促進、地域活性化についての方針を示します。



取組方針

✓ 地域資源を活かした景観形成と観光・文化振興

- ◆ 赤れんが倉庫、城下町の歴史・文化資源と海・港を活かした景観形成を推進します。
- ◆ これらの地域資源を活かした観光振興と広域連携による観光地域づくりを進めます。

✓ 身近に親しめる公園緑地の整備や機能の充実

- ◆ まちなかの公園や広場の有効活用や安心・安全の向上のための整備を進めます。
- ◆ 公園整備及び緑地の保全により、親自然型レクリエーション機能の充実を図ります。また、青葉山ろく一帯の保全とスポーツレクリエーション機能の確保に取り組みます。

✓ 都市部との交流・連携による農山漁村の活性化

- ◆ 農山漁村の社会基盤整備を進め、移住・定住促進を目指すとともに、農林水産業基盤の強化や都市部との交流・連携による農山漁村の活性化に取り組みます。
- ◆ 農地・山林、海など恵まれた豊かな自然を守り、環境保全や災害防止の取組を推進します。

（1）都市景観～地域資源を活かした景観形成と観光・文化振興～

赤れんが倉庫、城下町の歴史文化資源と海・港を活かした景観形成を推進します。
また、これらの地域資源を活かした観光振興と広域連携による観光地域づくりを進めます。

1) 地域資源を活かした質の高い景観形成の推進

東地区は赤れんが倉庫、西地区は城下町など、それぞれの特色ある歴史・文化資源と海・港が織りなす美しく舞鶴らしい景観を活かしたまちの景観形成を目指し、市民・事業者及び行政が一体となった取組を促進します。

西地区は歴史のみち整備事業を推進し、さらなるまちの魅力の向上に取り組みます。

2) 地域資源を活かした観光・文化振興

赤れんが、海・港を核として、旧海軍にゆかりのある地域資源を活かした観光振興の取組を促進するとともに、京都府北部 5 市 2 町で構成する「海の京都観光圏」を中心とする広域連携による観光地域づくりを進め、世界に発信できるブランドを確立します。

また、地域コミュニティの醸成に寄与する地域の伝統行事や民俗芸能の継続及び復活の支援など、文化資源の活用によるまちづくりと市民文化の振興を図ります。

（2）公園緑地～身近に親しめる公園緑地の整備や機能の充実～

まちなかの公園や広場の有効活用や安心・安全の向上のための整備を進めます。

公園整備及び緑地の保全により、親自然型レクリエーション機能の充実を図ります。また、青葉山ろく一帯の保全とスポーツレクリエーション機能の確保に取り組みます。

1) 身近に親しめる公園緑地などの整備

まちなかにおける既存の公園や広場を有効に活用するための整備やバリアフリー化などによる安心・安全の向上により、身近に親しめるうるおいと安らぎのある空間の創出を図ります。

また、市営浜団地撤去後は、八島公園と一体的に商店街の中の広場空間としての整備を検討します。

2) 親自然型レクリエーション機能の充実

地域資源の一つである豊かな自然を活かした公園整備及び緑地の保全により、親自然型レクリエーション機能の充実を図ります。

3) スポーツレクリエーション機能の確保

青葉山ろく一帯の保全とスポーツレクリエーション機能の確保に取り組みます。

(3) 環境共生～都市部との交流・連携による農山漁村の活性化～ 3C+

農山漁村の社会基盤整備を進め、移住・定住促進を目指すとともに、農林水産基盤の強化、都市部との交流・連携による農山漁村の活性化に取り組みます。

また、農地・山林・海洋など恵まれた豊かな自然を守り、環境保全や災害防止の取組を推進します。

1) 快適で暮らしやすい農山漁村の形成

農山漁村において、市が設置・管理する公設浄化槽の整備や、市街地と連結する道路などのインフラ施設の整備により、定住環境向上を図り、移住・定住促進を目指します。

2) 都市部との交流・連携による農山漁村の活性化 3C+

地域の特性を活かした施設を活用し、農山漁村の豊かな自然と伝統文化などの魅力を都市住民が体感できたり、都市部の学校関係者、企業、NPO などとの連携による、ブランド力の高い食と農林水産業への認識を深める機会の提供を図り、地域の活性化を目指します。

3) 都市部との交流のための道路および公共交通網の整備 3C+

市街地と地域などを結ぶ道路の整備を進めるほか、公共交通網の維持により、移住・定住促進と地域振興を図ります。

4) 農林水産基盤の強化

ほ場や林野、漁港の生産基盤整備を推進・支援することにより、農林水産業の振興を図ります。

5) 豊かな自然環境の保全

農地・山林・海洋など恵まれた豊かな自然を守り、環境保全や災害防止の取組を推進します。

2.5 都市マネジメント ～将来にわたって持続可能な都市経営～

これまでの取組

老朽化施設の長寿命化、維持修繕

- ・ 高度経済成長期に集中的に整備された公共建築物*やインフラ資産*は、老朽化が進むとともに、人口減少・少子高齢化による社会構造の変化や市民ニーズの変容に伴い、機能の余剰や不足が生じています。
- ・ 公共建築物や、橋梁、トンネル、公園など、それぞれに長寿命化や維持修繕などの計画を検討・立案してきました。

京都府北部市町村との連携強化

- ・ 個々の市町では都市機能の維持において難しい課題を抱える中、陸・海の交通基盤整備の進展や、「海の京都観光圏」の取組、「北近畿タンゴ鉄道沿線地域公共交通網形成計画*」（平成 26 年）の策定など、京都府北部の市町間での連携は飛躍的に進んできました。
- ・ さらに都市連携の深化に向けて、平成 27 年には、「京都府北部地域連携都市圏形成推進宣言書*」を発表しました。

現状・課題

公共施設*の管理・運営の効率化

- ・ 限られた予算の中で都市サービスを維持していくために、公共施設の計画的かつ効率のよい管理・運営を実現していく必要があります。

広域的な連携による都市サービスの維持

- ・ 本市単独では十分な都市機能が確保できない場合でも、市民の生活利便性の維持・向上を図るため、近隣市町との協力のもとで高次の都市機能を確保・充実させる取組を推進する必要があります。

*公共建築物：ここでは、学校、公民館、庁舎など、舞鶴市が所有・管理する建築物。

*インフラ資産：ここでは、道路・橋梁・上下水道など、舞鶴市が所有・管理する都市基盤施設。

*公共施設：ここでは、舞鶴市が所有・管理する施設全体。公共建築物とインフラ資産の総称。

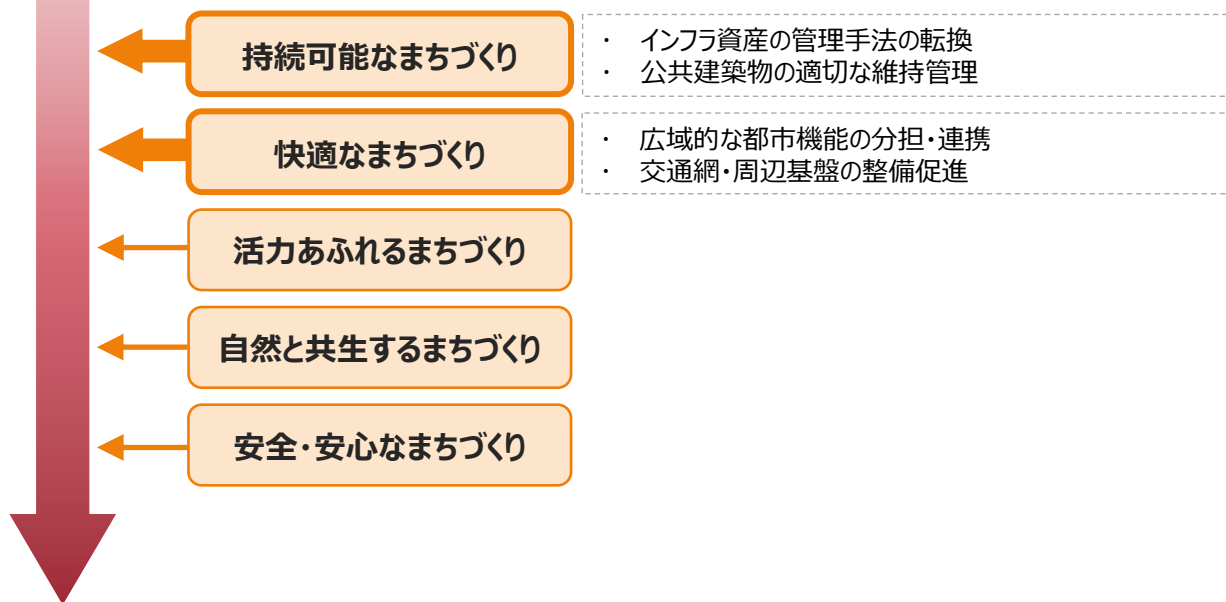
*北近畿タンゴ鉄道沿線地域公共交通網形成計画：持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進を目的として、平成 26 年度に京都府・兵庫県の市町が共同で策定した計画。

*京都府北部地域連携都市圏形成推進宣言書：平成 27 年度に福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町の 5 市 2 町によって、京都府北部における一つの経済・生活圏の形成、圏域全体の活性化を目的

都市マネジメント分野では、まちづくりの基本的方針に基づき「将来にわたって持続可能な都市経営」を理念に掲げ、具体的な取組の方針を示します。

特に、基本的方針「持続可能なまちづくり」に向けては、インフラ資産の管理手法の転換や公共建築物の適切な維持管理についての方針を示します。

また、基本的方針「快適なまちづくり」に向けては、広域的な都市機能の分担・連携や、交通網・周辺基盤の整備促進についての方針を示します。



取組方針

✓ 公共施設の適切な維持管理と長寿命化の推進

- ◆ インフラ資産については、異常が発生してから対処する「事後保全型」から、損傷が軽微なうちに対策を行う「予防保全型」の維持管理へと管理手法の転換を進め、更新コストの縮減や長寿命化に向けた対策を進めます。
- ◆ 公共建築物についても、適切な維持管理や利用増進と合わせて、市の施設全体を考える中で、利用用途が変化した施設や老朽施設のあり方の見直しと再生に向けた具体的な取組を進めます。

✓ 広域連携による都市サービスの維持・向上

- ◆ 広域的に都市機能を確保するため、京都府北部の5市2町が連携し、一定の人口規模の圏域を形成することにより、中核市程度の都市に相当する都市サービスや経済・雇用環境を備えた経済・生活圏を形成する取組を推進します。
- ◆ 広域的な連携のもと、エネルギーの供給安定性の向上に向けた検討を進めます。

（1）維持管理～都市施設の適切な維持管理と長寿命化の推進～

インフラ資産については、異常が発生してから対処する「事後保全型」から、損傷が軽微なうちに対策を行う「予防保全型」の維持管理へと管理手法の転換を進め、コストの縮減や長寿命化に向けた対策を進めます。

公共建築物についても、適切な維持管理や利用増進と合わせて、市の施設全体を考える中で、利用用途が変化した施設や老朽施設のあり方の見直しと再生に向けた具体的な取組を進めます。

1) インフラ資産の適正な維持管理と長寿命化の推進

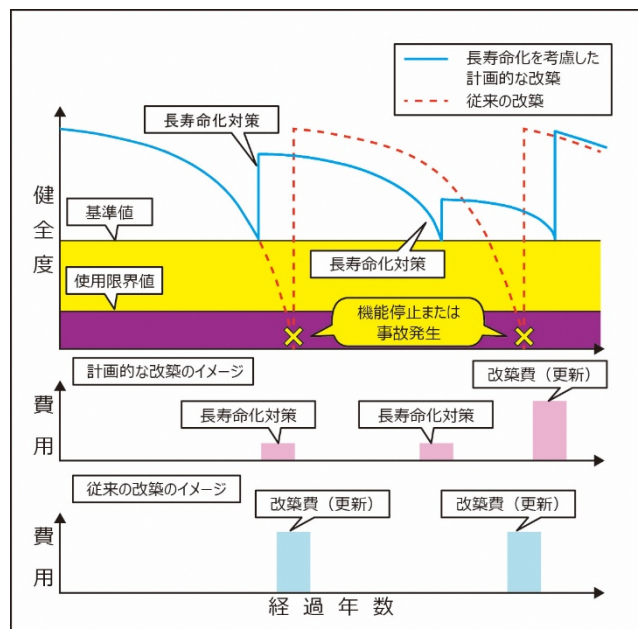
道路、橋梁、公園、上下水道などのインフラ施設は、種別ごとに策定する施設保全計画又は長寿命化計画などに基づき、適切な維持管理や長寿命化を図るとともに、更新コストの縮減と維持管理・更新費用の平準化に努めます。

2) 公共建築物の適切な再生の推進

学校、公民館、庁舎などの公共建築物は、施設ごとの再生の方向付けなどを示す「舞鶴市公共施設再生実施計画（第1期）*」に基づき、質・サービス・利便性の向上を目指した施設の再生を進めます。合わせて施設の効率的・効果的な運営により、更新コストの縮減と維持管理・更新費用の平準化に努めます。

公営住宅については、「舞鶴市公営住宅等長寿命化計画*」の定期的な見直し・更新を通じて、維持管理・運営・再生などについて検討し、計画的に取組を進めます。

予防保全対策を考慮したライフサイクルコストの低減イメージ



出典：平成 22 年度
国土交通白書を
参考に作成

- *舞鶴市公共施設再生実施計画（第1期）：公共施設の再生と適正な維持・管理の推進を図るため、市内の公共施設の課題や対策の優先順位を踏まえ、再生等の取組を推進する実施計画。平成 28 年度から平成 57 年度までの 3 期(1 期 10 年)の内、第 1 期にあたる。
- *舞鶴市公営住宅等長寿命化計画：団地別・住棟別の活用方針を定めるとともに予防保全の観点から修繕や改善の計画を定め、更新コストの削減と事業量の平準化を図ることを目的として平成 23 年度に策定され、平成 27 年に改定された長寿命化計画。

(2) 広域連携～広域連携による都市サービスの維持・向上～

広域的に都市機能を確保するため、京都府北部の5市2町が連携し、一定の人口規模の圏域を形成することにより、中核市程度の都市に相当する都市サービスや経済・雇用環境を備えた経済・生活圏を形成する取組を推進します。

あわせて、広域的な連携のもと、エネルギーの供給安定性の向上に向けた検討を進めます。

1) 広域的な都市機能の連携・分担

京都府北部の5市2町による「京都府北部地域連携都市圏」形成の取組を推進し、圏域内の人の移動を活性化することで、通勤通学圏・商圏を拡大し、京都府北部地域を一つの生活圏として機能させます。これにより、各地域にある医療・福祉、教育・文化、商業などの施設の相互利用を可能とし、一都市集中ではなく、地域が互いに役割をシェア・補完しつつ、圏域全体として高度な都市機能の確保・充実を図ります。

また、公共サービスや医療・福祉・商業などの日常生活に必要な機能の集約化や、中山間地域などにおける生活拠点づくりを行い、これらを公共交通ネットワークで結ぶことにより、人口密度の高い生活圏の形成を図ります。生活関連機能の集約により、まちや地域の賑わいを創出するとともに、公共サービスなどの効率化を図り、持続可能で、高齢者や子育て世代が安心して暮らせる快適な生活環境を実現します。

2) 「“北の京都”7つ星プロジェクト」の推進

京都府北部地域連携都市圏の「圏域全体における地域循環型の経済成長」「高次の都市機能の確保・充実」「生活関連サービスの向上」の実現に向けて、「京都府北部地域連携都市圏ビジョン」に示された7つの重点プロジェクト（“北の京都”七つ星プロジェクト）に取り組めます（p.74 参照）。

3) エネルギー供給安定への貢献

舞鶴火力発電所が立地するほか、京都舞鶴港への LNG 供給基地整備*の検討を進めているなど、エネルギー供給拠点として広域的な役割を担っています。災害時も含めたエネルギー面での安全・安心の確保のため、交通網や周辺基盤も含めた整備を推進します。

*LNG 供給基地整備：災害時の国土強靱化の観点から、ガスパイプラインを重要な基盤として位置付け、国際ふ頭のある舞鶴港に LNG（液化天然ガス）受け入れ基地を整備し、既存のパイプラインで最も近い兵庫県三田市までつなぐ構想。

「京都府北部地域連携都市圏 ビジョン」における
7つの重点プロジェクト（“北の京都”七つ星プロジェクト）

プロジェクト		主な事業
I	海の京都DMOプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ■海の京都 DMO による観光地域づくり ■広域旅行商品の開発 ■インバウンド観光の推進（外航クルーズ含む）
II	地域産業活性化プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ■「地（知）の拠点（福知山公立大学及び京都工芸繊維大学、舞鶴工業高等専門学校など）」を活用した取組（地域内研究、新技術開発等） ■（仮称）北部産業創造センターを活用した取組（大学等との人材交流、設計・製造用機器の導入等） ■域内環流促進事業（企業ガイドの作成、マッチング機会の創出等） ■新産業創出事業（大学と連携した新素材産業の育成、創業交流カフェ等） ■地域商社の設置 ■農林水産物の生産・流通・販売促進事業（6次産業化、ブランド力の向上等）
III	地域人材環流プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ■人材確保総合事業（合同就職面接会・説明会、インターンシップ、保護者説明会等） ■福知山公立大学など地域の高等教育機関を活用した圏域まるごとキャンパス構想（圏域内人材の確保・定着、地域課題解決、単位互換、合同研究、生涯学習等） ■奨学金制度の検討
IV	京都府北部U I ターンプロジェクト（通称：たんたんターン）	<ul style="list-style-type: none"> ■地域ブランディング事業（体験プログラム・合同婚活事業の実施、共同PR等） ■共同窓口、共同空き家バンクの設置
V	行政サービスシームレス化プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ■公共施設の相互利用・機能分担の検討 ■特殊車両の共同整備（ex. はしご車、加圧式給水車） ■生涯学習等の相互乗り入れ ■子育て支援施設の広域利用
VI	リダンダンシー機能強化プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ■京都府北部地域におけるエネルギー及び生活支援サービスの供給システム整備 ■L N G受け入れ基地の整備・活用に向けた研究
VII	地域交通ネットワーク高度化プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ■圏域内交通ネットワークの高度化に向けた政策立案機能の充実 ■通勤・通学ライナー運行（通勤・通学者等への支援検討）の支援 ■山陰近畿自動車道の早期完成に向けた働きかけ ■山陰新幹線の基本計画から整備計画への格上げに向けた働きかけ ■山陰本線をはじめとする在来線（舞鶴線、福知山線等を含む）の高速化・複線化等に向けた働きかけ

＜京都府北部地域連携都市圏＞

- 観光**
- 産業**
- 医療**
- 教育**
- 公共施設**
- 公共交通**

公共施設
広域的相互利用を見据えた図書館等の整備など

公共交通
圏域全体を1時間以内で往来できる交通ダイヤの形成、都市圏と圏域を結ぶ高速鉄道網の誘致促進など

出典：「京都府北部地域連携都市圏 ビジョン」